

平成18年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置
 【特定のテーマ：随意契約について】

改善を要する事項	講じた措置
<p>第2章 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係の1の(2)「契約の目的物が代替性のないものであるとき」についての監査結果</p> <p>二 個別契約 （契約の目的物が代替性のないものであるとき - プロポーザル方式による契約類型を除く）</p> <p>1 ヘリコプター運航管理業務委託契約 (2)随意契約にることの妥当性 (a) 要件の設定について （提案事項） 事業遂行者の要件を設定した根拠を明確に記録に記載されたい。</p> <hr/> <p>(b) 要件該当性の判断 （提案事項） 特命随契をなすにあたっては、年度ごとに他に遂行し得る業者が存在しないかどうかを検証すべきであり、その判断プロセスを书面化することが望まれる。</p> <hr/> <p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 委託料積算は、項目ごとに具体的資料に基づいて検討されなければならない、その判断プロセスを书面化することが望まれる。</p> <hr/> <p>(4) その他 （提案事項） 今後契約を継続する場合は、当該サービスが特例政令に言う、「特定役務」に該当するか否かの判断経過を书面化することが望まれる。</p>	<p>道が所有するヘリコプターの活動範囲及び活動時間、救急・救助等の活動内容等を考慮し、操縦士及び整備士についての経験や能力について必要とする条件を、书面化することとしました。</p> <hr/> <p>消防防災ヘリコプターの運行管理業務委託について、年度ごとに丘珠空港に格納庫を所有する運行会社に対し受託の可能性を調査し、その判断プロセスを书面化することとしました。</p> <hr/> <p>施設借上料、気象システム使用料、住宅借上料について、見積書の徴取、市場調査により検討し、その判断プロセスを书面化することとしました。</p> <hr/> <p>特定役務に該当するか否かの判断経過を书面化することとしました。</p>
<p>2 北海道職員等選択型福利事業委託業務 (2) 随意契約によることの妥当性 （提案事項） 随意契約によることの妥当性は年度ごとに検証されるべきである。</p> <hr/> <p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 委託料は、業務内容、業務量等を前提とした委託事務遂行に対する対価であり、委託料の積算にあたっては、業務の対価としての正当性が確保さ</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p> <hr/> <p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>

<p>れなくてはならない。</p>	
<p>3 旅券作成関係業務 (1) 委託の必要性・有効性 (改善事項) 業務の検査につき、部内における決裁を行うべきである。</p>	<p>受託者において作業日誌を作成し、これを毎日、検査員が検査を行うとともに、当月末日に一ヶ月分の検査について、課内決裁を行うこととしました。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 特命随契をなすにあたっては、年度ごとに他に遂行し得る業者が存在しないかどうかを検証すべきであり、その判断プロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>旅券作成業務の契約方法については、平成18年度より指名競争入札、平成20年度より一般競争入札により実施しております。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算は、項目ごとに具体的資料に基づいて検討されなければならない、その判断プロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>委託料の積算は、基礎資料（賃金構造基本統計調査、健康保険・厚生年金等の事業者負担率）に基づき、その判断プロセスを书面に記して算定することとしました。</p>
<p>4 エゾシカ個体数調整緊急対策業務 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 特命随契をなすにあたっては、当該業者以外のものに事業遂行可能性がない旨を判断したプロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成19年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料の積算において評価が必要な項目（人件費におけるランクの設定、人工の設定等）については、その評価判断プロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>5 知床の世界自然遺産登録をアピールする宣伝広告業務 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 代替性の有無の判断は慎重になされるべきであり、速やかな事業執行の必要性を理由とした安易な判断とならないよう留意すべきである。</p>	<p>本事業については、平成19年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>6 生活保護法による診療報酬明細書点検業務等 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 特命随契をなすにあたっては、当該業者以外のものに事業遂行可能性がない旨を判断したプロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>平成19年度契約分より、入札参加者指名選考委員会に諮る資料で対象業者を選考する過程について書面化しました。 なお、平成21年度契約からは当該過程を資格要件として、一般競争入札により実施しています。</p>
<p>7 資源保全実態調査委託業務 (2) 随意契約によることの妥当性</p>	

<p>(提案事項) 特命随契をなすにあたっては、当該業者以外のものに事業遂行可能性がない旨を判断したプロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>本契約については、平成17年度1回限りの事業であり、その後継続していませんが、今後、同種の事業を行う場合、「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)に基づき、随意契約の相手方を選定した理由を具体的、かつ、詳細に決定書等に記載することなど、随意契約の厳格な運用を図るよう努めます。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目については、その評価・判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>本契約については、平成17年度1回限りの事業であり、その後継続していませんが、今後、同種の事業を行う場合、関係部署と協議・調整し、その評価・判断プロセスを画面化し、より実態に即した積算を行うよう努めます。</p>
<p>9 日本海ニシン種苗生産委託業務 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 特命随契を行うに際しては、年度ごとに他に事業を行い得る業者が存在しないかにつき調査検討を行い、その判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成19年度をもって事業を終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目(人件費におけるランク、人工の設定等)については、その評価、判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成19年度をもって事業を終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) その他 (提案事項) 契約金額が特例政令に該当する場合は、当該サービスが特例政令に言う、「特定役務」に該当するか否かの判断経過を画面化することが望まれる。 特例政令の適用を受ける契約を随意契約にて行う場合には、同政令に定める要件を満たす必要があり、事業決定にあたっては、同政令に定める要件該当性が検討されなければならない。 特例政令は施行令及びこれに基づく財務規則、運用方針に優先するものである。</p>	<p>本事業については、平成19年度をもって事業を終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>10 林業用種子採取事業委託業務 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 今後とも、事業分割の可能性等の検証を重ね、競争入札への移行可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成20年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料積算根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目については、その評価・</p>	<p>本事業については、平成20年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場</p>

<p>判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>11 道有施設保全業務支援資料作成業務委託契約 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 実質的な作業内容が分割されていても、契約としては1つのものである以上、経費率の算定については、全体の契約金額を前提にすることの妥当性を検討する余地がある。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって事業を終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(プロポーザル方式による契約) 1「道税広報テレビスポット放送」制作放送業務 (3) 委託料積算の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目については、その評価・判断プロセスを画面化することが望まれる。 安易に他の契約における積算金額を援用するのではなく、具体的な積算資料にあたって当該事業との関連で妥当な積算を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度をもって終了しておりますので、今後、同種事業を実施する場合には、委託料積算の妥当性について評価等のプロセスを画面化するなど具体的な積算内容がわかるように改善を行うこととしました。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 総合評価入札方式導入の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度をもって終了しておりますので、今後、同種事業を実施する場合には、総合評価入札方式導入の可能性についても検討を行うこととしました。</p>
<p>(5) 提案を求める者(プロポーザルに参加させる者)の選考の妥当性 (提案事項) プロポーザル方式を用いるにしても、公募型を原則とする運用を心がけられたい。 なお、公募により難く指名型プロポーザルによることとした場合は、その具体的根拠を明示する必要がある。</p>	<p>本事業については、平成17年度をもって終了しておりますので、今後、同種事業を実施する場合には、プロポーザル方式を用いる場合にあっては公募型による運用を心がけ、プロポーザル方式とした具体的根拠を明示することとしました。</p>
<p>(6) プロポーザル審査に関する手続規定の整備状況及びその妥当性 (改善事項) 審査要領、企画提案指示書等において、選考された企画に関する公表についての規定を整備することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度をもって終了しておりますので、今後、同種事業を実施する場合には、審査要領等において、公表に関する規定を整備し、公表することとしました。</p>
<p>2 津波シミュレーション及び被害想定調査業務 (2) 随意契約によることの妥当性 (b) 北海道太平洋沿岸東部、中部について (提案事項) 特命随契を行うにあたっては、当該業者以外のものに事業遂行可能性がない旨を判断したプロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>平成20年度以降に実施している同種業務(日本海沿岸・オホーツク海沿岸)については、指摘を踏まえ契約方法を検討した結果、総合評価一般競争入札により契約の相手方を決定しているところです。</p>

	【H20～21 日本海沿岸（総合評価） H21～22 オホーツク海沿岸（総合評価（予定））】
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 委託料の積算にあたっては、項目ごとにその根拠を資料化すべきである。 また、委託料積算にあたって、金額算定のための評価・判断が必要な積算項目については、その評価・判断プロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>本業務の津波浸水予測図等の成果品には、市町村のハザードマップ作成など、津波防災対策に資することができる高い精度が要求されます。このため、成果品の品質確保のためには、作業プロセスや品質確保の手段など、適切な手法を提示した業者を選定する必要があることから、平成20年度の同種業務からは、価格競争のみによらず、価格と技術力等を総合的に評価することにより、高品質と低コストの両方を確保することができる、総合評価一般競争入札により契約の相手方を決定しているところです。平成20年度以降の同種業務の委託料の積算にあたっては、こうした業務の性質を踏まえ、太平洋沿岸に係る同種業務の実績及び複数社からの見積もりを参考に、項目毎に技師ランク別（設計業務委託等技術者単価（国土交通省決定））の必要人工数を積算し、その判断プロセスを书面化しています。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性（北海道太平洋沿岸西部に関して） （改善事項） 今後、同種業務を行う場合には、総合評価入札によることを検討すべきである。</p>	<p>当該事業については、平成18年度で事業が終了しておりますが、今後、同種事業を行う場合には、総合評価入札について検討して参ります。</p>
<p>3 広報誌「ほっかいどう」制作業務 (2) 随意契約によることの妥当性 （改善事項） 特例政令の適用を受ける契約については、同政令に定める「特定役務」に該当すると判断したプロセスを书面化することが望まれる。 特例政令の適用を受ける契約をプロポーザル方式によることができるか否かについては、単にプロポーザル審査を経たからよしとするのではなく、特例政令所定の要件該当性を厳格に審査する必要があり、その判断理由について书面化する必要があります。</p>	<p>平成21年度契約から、総合評価入札方式による契約を行いました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 委託料の積算にあたっては、項目ごとの積算根拠が資料化される必要がある。 また、委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目については、その評価・判断プロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>平成21年度契約から、総合評価入札方式による契約を行いました。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 （改善事項） 総合評価入札方式への移行の可能性を早急に検討することが望まれる。</p>	<p>平成21年度契約から、総合評価入札方式による契約を行いました。</p>

<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 (提案事項) プロポーザル審査にあたってはヒヤリングの実施を原則とすべきである。 一定の金額以上の契約にあつては、プロポーザル審査会に外部委員を加えることが望まれる。</p>	<p>平成21年度契約から、総合評価入札方式による契約を行いました。</p>
<p>4 新聞紙面利用による道政広告実施業務 (4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 総合評価入札方式への移行の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>平成21年度契約から、一般競争入札方式による契約を行いました。</p>
<p>(5) 提案を求める者(プロポーザルに参加させる者)の選考の妥当性 (提案事項) 本業務に限らず、現行では指名型プロポーザル方式を採用している業務につき、公募型に移行すべきものはないかを常に留意して、契約事務を行う必要がある。また、その前提として、プロポーザル方式ではなく、総合評価入札方式への移行ができないかどうかの検討が重要であることは上述のとおりである。</p>	<p>平成21年度契約から、一般競争入札方式による契約を行いました。</p>
<p>5 電波媒体道政広報実施業務 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料の積算は、項目ごとに具体的資料に基づいて検討されなければならない、その判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>委託料の積算については、項目毎に画面化しております。 項目：制作費(企画・脚本費、字幕制作費、WEB閲覧経費、営業管理費) 放送料(タイムスポット、回線料、回線基本料、送り出し料金)</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 総合評価入札方式への移行の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>総合評価一般競争入札方式への移行の可能性についての検討を行ったが、制作において、企画力、編集力、技術力など専門的かつ高度な技術を必要とし、成果品のクオリティの高さが求められる道政広報テレビ番組については、その性質上価格競争になじまないこと、客観的な基準(審査基準や具体的な番組仕様)を設定することが難しいことから総合評価入札制度の導入は困難であり、現行のプロポーザル方式が望ましいと考えております。</p>
<p>6 知事出演道政広報実施事業 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料の積算は、項目ごとに具体的資料に基づいて検討されなければならない、その判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>委託料の積算については、項目毎に画面化しております。 項目：制作費(企画・脚本費、字幕制作費、WEB閲覧経費、営業管理費)</p>

	<p>放送料（タイムスポット、回線料、回線基本料、送り出し料金）</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 （提案事項） 総合評価入札方式への移行の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>総合評価一般競争入札方式への移行の可能性についての検討を行ったが、制作において、企画力、編集力、技術力など専門的かつ高度な技術を必要とし、成果品のクオリティの高さが求められる道政広報テレビ番組については、その性質上価格競争になじまないこと、客観的な基準（審査基準や具体的な番組仕様）を設定することが難しいことから総合評価入札制度の導入は困難であり、現行のプロポーザル方式が望ましいと考えております。</p>
<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 （提案事項） プロポーザル審査委員会では実質的な討議が行われることが望ましい。また、討議内容の透明性を担保し、後日の検証のためにも議事録を作成すべきである。</p>	<p>現在、プロポーザル審査会の議事録は作成していませんが、プロポーザル審査会における意見については書面化し、プロポーザル参加業者へ意見内容は伝えているところであり、議事録にかわるものであるとと考えております。</p>
<p>7 アートツーリズム調査検討事業 (3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 委託料積算にあたって、評価が必要な項目（人件費におけるランク、人工の設定等）については、その評価、判断プロセスを書面化することが望まれる。また、項目ごとに積算調査経過を資料化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業廃止しており、今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 （提案事項） 今後、同種業務を行う場合には、総合評価入札方式の導入可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業廃止しており、今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 （提案事項） プロポーザル審査の透明性を担保するためにも、議事録を作成すべきである。議事録は、その選定プロセスが明確化されなくてはならない。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業廃止しており、今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>8 「北海道の自然の原点知床の姿」DVD制作業務 (3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目（人件費におけるランク、人工の設定等）については、その評価・判断プロセスを書面化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成19年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥</p>	

<p>当性 (提案事項) 今後、同種の業務を行う場合には、総合評価入札方式の導入可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成19年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(6) プロポーザル審査に関する手続規定の整備状況及びその妥当性 (提案事項) プロポーザル審査を行うにあたっては、審査要領、企画提案指示書等において、選考された企画に関する公表についての規定を整備することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成19年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>9 民間テレビ放送等を活用したエイズ広報実施事業 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料の積算にあたっては、項目ごとに道自らが直接調査するよう努めなければならない。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 総合評価入札への移行の可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(6) プロポーザル審査に関する手続規定の整備状況及びその妥当性 (提案事項) プロポーザル審査にあたっては、原則として、単純な点数集計だけではなく、点数を踏まえた実質討議を行う旨の規定を整備することが望ましい。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 (提案事項) プロポーザル審査においては、点数評価を踏まえた実質的な討議を行うことが望ましい。プロポーザル審査の透明性を担保するためにも、討議内容について、議事録を作成すべきである。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>10 新たな周遊観光ルート形成のための調査業務 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目(人件費におけるランク、人工の設定等)については、その評価・判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 今後、同種業務を行う場合には、総合評価入札</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了してい</p>

<p>方式への移行可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>ますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(5) 提案を求める者（プロポーザルに参加させる者）の選考の妥当性 （提案事項） プロポーザル方式にあつては、公募型を原則とする運用を心がけられたい。 なお、公募により難く指名型プロポーザルによることとした場合は、その具体的根拠を明示する必要がある。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(6) プロポーザル審査に関する手続規定の整備状況及びその妥当性 （提案事項） プロポーザル審査を行うにあつては、審査要領、企画提案指示書等において、選考された企画に関する公表についての規定を整備することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 （提案事項） プロポーザル審査においては、点数評価を踏まえて実質的な討議を行うことが望ましい。 プロポーザル審査の透明性を担保するためにも、討議内容について、議事録を作成すべきである。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>11 在宅就労支援モデル事業作成業務 (3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 委託料積算にあつて、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目（人件費におけるランク、人工数の設定等）については、その評価・判断プロセスを書面化することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 （提案事項） 今後、同種事業を行う場合は、総合評価入札方式への移行可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(7) プロポーザル審査基準の妥当性 （提案事項） 今後、同種業務を行う場合は、より客観性、具体性のある審査基準の検討が望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 （提案事項） プロポーザル審査においては、点数評価を踏まえて実質的な討議を行うことが望ましい。プロポーザル審査の透明性を担保するためにも、討議内容について、議事録を作成すべきである。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>

<p>12 季節労働者再就職活動支援業務</p> <p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目(人件費におけるランク、人工数の設定等)については、その評価、判断プロセスを書面化することが望まれる。 また、委託料の積算は、可能な限り具体的資料に基づいて年度ごとに適正な積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>本事業については、平成18年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 同一内容の事業を分断してプロポーザル審査を行うこと自体を否定するものではないが、そのような形態を執る場合には、慎重な考慮が必要である。 今後、同種業務を行う場合は、総合評価入札への移行可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(6) プロポーザル審査に関する手続規定の整備状況及びその妥当性 (提案事項) プロポーザル審査にあつては、審査要領、企画提案指示書等において、選考された企画に関する公表についての規定を整備することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 (提案事項) プロポーザル審査においては、点数評価を踏まえて実質的な討議を行うことが望ましい。 プロポーザル審査の透明性を担保するためにも、討議内容について、議事録を作成すべきである。</p>	<p>本事業については、平成18年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>13 中高齢者等再就職支援業務</p> <p>(1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 本件業務のように北海道の考え方如何によって事業規模が異なる業務にあつては、当該事業規模とした根拠について、その判断プロセスを書面化する必要がある。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目(人件費におけるランク、人工数の設定等)については、その評価・判断プロセスを書面化することが望まれる。 また、委託料の積算は、可能な限り具体的資料に基づいて年度ごとに適正な積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性</p>	

<p>(提案事項) 同一内容の事業を分断してプロポーザル審査を行うこと自体を否定するものではないが、そのような形態を執る場合には、慎重な考慮が必要である。 今後、同種業務を行う場合には、総合評価入札への移行可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了してはいますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(6) プロポーザル審査に関する手続規定の整備状況及びその妥当性 (提案事項) プロポーザル審査にあつては、審査要領、企画提案指示書等において、選考された企画に関する公表についての規定を整備することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了してはいますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 (提案事項) プロポーザル審査においては、点数評価を踏まえて実質的な討議を行うことが望ましい。 プロポーザル審査の透明性を担保するためにも、討議内容について、議事録を作成すべきである。</p>	<p>本事業については、平成17年度限りで終了してはいますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>14 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目については、その評価・判断プロセスを画面化することが望まれる。</p>	<p>平成18年度の提案事項を踏まえ、委託料の積算に当たっては、毎年度、(財)経済調査会作成の単価表等に基づき「委託料算出調書」を作成し、積算の根拠を明確にしております。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 総合評価入札方式への移行可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>総合評価入札方式への移行の可能性を検討したが、農業・農村コンセンサス形成総合推進事業で年2回発行している情報誌「コンファ」は、道民の農業・農村に対する理解と関心が高まるよう、分かりやすく親しみやすいものとするための創造性・独創性・表現力等に富んだ企画が求められるものであり、成果の水準の設定や仕様の具体的な提示を必要とする総合評価入札方式はなじまないことから、「プロポーザル方式による契約の取り扱い」(平成20年3月25日付け局総第2448号、出納局長通知)の第1に基づき、プロポーザル方式を採用しています。 なお、手続きの透明性・公平性を保つため公募型プロポーザル方式を行っています。</p>
<p>(7) プロポーザル審査基準の妥当性 (改善事項) 過去の実績や他の同種業務を参考にするなどして、より具体的、客観的な審査基準を設定し得ないかどうかを検討することが望まれる。</p>	<p>他部の審査基準を参考にして、次のとおり審査要領の改正を行いました。 ・審査内容を具体的に示すこととし、審査項目ごとに「審査のポイント」を明記しました。 ・審査項目ごとに「評価のポイント」及び「得点の算出方法」を明記しました。</p>

<p>(8) プロポーザル審査内容の妥当性 (改善事項) 審査のあり方としては、選定業者決定に至るまで提案者名は伏せられるべきである。</p>	<p>平成19年度以降のプロポーザル審査会においては、配付する「企画提案審査結果表」の企画提案者名を伏せて審議を行っています。</p>
<p>15 根室市道営住宅新築工事基本計画及び実施設計業務 (4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (改善事項) 今後は同種契約につき、総合評価入札への移行が望まれる。</p>	<p>当該契約については、平成17年度で終了しました。なお、今後、同種の業務については、委託する必要が生じた場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>(5) 提案を求める者(プロポーザルに参加させる者)の選考の妥当性 (提案事項) 第一義的には総合評価入札への移行が望まれるところであるが、仮に、プロポーザル方式によるとしても、プロポーザル方式にあっては、公募型を推進する運用を心がけられたい。</p>	<p>当該契約については、平成17年度で終了しました。なお、今後、同種の業務については、委託する必要が生じた場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>16 北方型住宅新展開の普及推進業務 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目(人件におけるランク、人工数の設定等)については、その評価・判断プロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>当該契約については、平成20年度で終了しました。なお、今後、同種の業務については、委託する必要が生じた場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 総合評価入札方式への移行可能性について検討することが望まれる。</p>	<p>当該契約については、平成20年度で終了しました。なお、今後、同種の業務については、委託する必要が生じた場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>(5) 提案を求める者(プロポーザルに参加させる者)の選考の妥当性 (提案事項) プロポーザル方式にあっては、公募型を原則とする運用を心がけられたい。</p>	<p>当該契約については、平成20年度で終了しました。なお、今後、同種の業務については、委託する必要が生じた場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>17 北海道住情報共有化推進業務 (3) 委託料積算根拠の妥当性 (提案事項) 委託料積算にあたって、金額算定のために評価・判断が必要な積算項目(人件費におけるランク、人工数の設定等)については、その評価・判断プロセスを书面化することが望まれる。</p>	<p>当該契約については、平成18年度で終了しました。なお、今後、同種の業務については、委託する必要が生じた場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>

<p>委託料積算はその項目ごとにその根拠を資料化することが望まれる。</p> <p>(4) プロポーザル方式によることとした判断の妥当性 (提案事項) 今後、同種事業を行う場合は、総合評価入札方式への移行可能性を検討することが望まれる。</p>	<p>当該契約については、平成18年度で終了しました。 なお、今後、同種の業務について、委託する必要が生じた場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>三 小括</p> <p>1 「代替性」の有無の判断について 年度ごとに事業目的に沿った事業者選定要件となっているかどうかの検証がなされるべきである。 要件該当性の判断は年度ごと個別、具体的に検証されなければならない。 要件該当性を判断するためにはいかなる調査を行い、その調査結果いかなる理由に基づいて「代替性」なしと判断したのかといったプロセスについては、書面化の上、明確にされる必要がある。 その判断に疑義を持たれる場合は競争入札に付さなければならない。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達し、契約に当たっては一般競争入札が原則であること、随意契約による場合は関係規定に合致するものであるかどうかを十分に検討し、適正な判断をすること、代替性がないものであるかどうかは、例示のように客観的に十分な説明ができるものであること、さらに、随意契約の相手方を選定した理由を具体的、かつ、詳細に決定書等に記載することなど、随意契約の厳格な運用について周知しています。</p>
<p>2 契約金額の積算について 適正かつ合理的な基準に基づく必要がある。 基準への適用、特にその適用に当たって評価が必要とされる事項については、その評価、判断プロセスを書面化することが望まれる。 継続事業にあっては、委託先から見積書の詳細内訳を徴取する、事業完了後精算内訳書を徴取するなどして、道の積算の適正性を検証し、できるだけ合理的、経済的な積算を行うべく、年度ごとに努力することが望まれる。</p>	<p>委託契約については、個々の契約ごとに内容等が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに業務内容を勘案し、より実態に即した積算を行うことが適当と考えます。 また、見積書内訳や事業完了後の精算内訳書の徴取の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知したところです。</p>
<p>3 プロポーザル方式の採否について 現在プロポーザル方式にて実施している事業についても、可能な限り総合評価入札方式に移行すべきである。 特例政令の適用を受ける契約については、「プロポーザル方式を経れば随意契約できる」という理解は正しくなく、同政令に定める要件該当性を検討しなければならない。</p>	<p>総合評価競争入札によるか、プロポーザル方式によるかの選択は、個々具体の契約ごとに、その内容により判断しているところであり、適切に判断するよう、各部等からの照会時や書類審査時に指導しました。 また、「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」(平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通達)を通達し、安易に前例を踏襲することなく、契約内容を改めて精査し、一般競争入札(総合評価一般競争入札を含む。)への移行の可否を検討することについて周知し、特例政令の適用を受ける契約については、プロポーザル方式を実施する前に、参加者のうち誰が選定されても当該政令に定める要件に該当すると判断できる場合に限り実施できることとしました。</p>
<p>4 提案を求める者(プロポーザルに参加させる者)の選考について</p>	

<p>公募型を原則とする運用を心掛けるべきである。</p>	<p>「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」(平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通達)を通達し、プロポーザル方式を実施するときは公募型を原則とし、更に特例政令の適用を受ける契約については公募型に限ることとしました。</p>
<p>5 プロポーザル審査に関する手続規定について 選考された企画に関する公表の規定を整備する必要があると考える。</p>	<p>選考された企画に関しては、公表することにより、道の事業に支障を来したり、当該企画の提案者の不都合となる場合もあり、一律にすべてのものを公表することとするは適当でないことから、個々具体の契約ごとに、その内容により判断することとしており、必要に応じ、支障のない場合において、公表するものであると考えます。これらの趣旨については、適切に判断するよう、各部等からの照会時や書類審査時に指導しました。</p>
<p>6 プロポーザル審査基準について 適正な審査基準の設定がプロポーザル審査の妥当性を決する重要な要素であることを再認識し、特に、継続事業にあつては、蓄積された実績を踏まえて、よりよい審査基準を吟味し、さらには、適正かつ客観的な基準の設定に基づいて総合評価入札方式への移行を検討する必要がある。 プロポーザル方式においても価格競争要素を導入してこの点を審査基準に加えることについて積極的な検討が望まれる。</p>	<p>プロポーザル方式における審査基準については、個々具体の契約ごとに、その内容に基づき設定しているところであり、今後とも、より適切な評価に努めるよう、各部等からの照会時や書類審査時に指導しました。 また、「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」(平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通達)を制定し、安易に前例を踏襲することなく、契約内容を改めて精査し、総合評価一般競争入札への可否について検討する旨周知しました。 プロポーザル方式においては、価格競争の要素はなじまないものと解しています。</p>
<p>7 プロポーザル審査内容について プロポーザル審査会における討議内容については議事録を作成すべきである。 一定金額以上の契約については外部委員を参加されるなどの基準を策定すべきである。</p>	<p>「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」(平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通達)を通達し、プロポーザル方式によった場合は、提案の審査基準、審査方法等により、公平性、透明性が確保できるよう十分留意するとともに、特に審査に当たり専門的な知識や判断が必要である場合は、外部の学識経験者等から意見を聴取するか、又は外部の学識経験者等による委員会を設置して審査を行うこととしました。</p>
<p>8 「契約の目的物が代替性のないものであるとき」という規定法について 「契約の目的物が代替性のないものであるとき」という規定について、解釈に疑義が生じないように改正すべく検討する必要がある。</p>	<p>財務規則の運用方針の解釈については、従前から質疑応答集や研修等により周知しているところであるが、「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達し、「契約の目的物が代替性のないものであるとき」の解釈と例示をするとともに、客観的に十分な説明ができるものであるべきこと等について、改めてその趣旨を周知しました。 なお、これらの規定については、従前から、必要に応じ、見直しを行ってきているところであるが、今後、わかりやすく、より実態に即した規定となるよう研究して参ります。</p>

第3章 情報関連業務委託契約における随意契約 についての監査結果

二 個別契約

1 震度情報ネットワークシステム改修業務委託 契約

(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項)

契約担当課の意識として、特例政令が平成6年のマラケシュの政府調達に関する協定に基づくもので、内外無差別の原則、契約の透明性確保等を目的とし、一定額以上の高額な契約のみが対象となっていること、財務規則上随意契約が認められる場合以上に厳格な要件判断が必要であり、安易に例外要件に該当するとの判断ができないことを共通認識とすることである。

契約決裁上の仕組みとして、特例政令に関する理解を深めることが必要であり、具体的には特定調達契約の内容、例外要件の意義、その判断基準、検証方法に関する庁内のマニュアル等を作成したり、その研修により契約担当課と出納局指導審査課の認識を共通にすべきである。また、特命随契の方法を選択したプロセスの妥当性・公平性・透明性について、後日、検証が可能となるように、どのような資料に基づき例外要件をクリアしたのか記録として残すようにすべきである。

そして、これらの改善を迅速に行うべきである。特例政令が適用される契約は、一定額以上の高額な契約であり道が締結する主要な契約に属しているのであるから、その契約手続きの透明性を確保することは最優先課題とすべきである。

曖昧な判断での運用は内外無差別の原則と透明性の確保を目的とする特例政令の趣旨を軽視することにつながるものとなる。

提案事項の更なる詳細については、後述小括において論ずる。

当該業務については、平成17年度に終了しておりますが、今後同種事業を行う場合には、特命随契の方法を選択したプロセスの妥当性・公平性・透明性を確保するため、関係資料を記録として保管することとします。

(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項)

契約担当課の積算に対する意識として、特命随契の場合、相手方が1社であるから、積算にあたって相手方に依存すると、道の積算根拠の妥当性・透明性が失われてしまうという認識を持つべきである。

競争入札の場合、複数の相手方の中で価格競争が行われるので、手続が適正に行われる限り、最も低コストの価格が自ずと出てくるのであり、公平性・透明性も担保されていることになる。それに対し1社との契約の場合、競争原理が働かないので、公平性・透明性が失われやすく、さらに、利益を追求する相手方に積算を依存すると道の不利益となる積算内容に向かってしまうことが予想され、積算の妥当性も失われていくのである。

積算プロセスを明示し、積算根拠の妥当性を裏付ける資料を準備し、検証できる形で記録に残すようにすべきである。

当該業務については、平成17年度で事業が終了しておりますが、今後、同種事業を行う場合には、積算プロセスを明示し積算資料を記録として保管することとします。

<p>このようにして残していかなければ、後日、説明責任を果たすことができなくなってしまうであろうし、記録として残すことで、その後の契約についてもノウハウとして利用し得るのである。</p> <p>情報システムの開発や運用に関する積算ノウハウを蓄積する、あるいは足りない部分を補う仕組みを速やかに作り上げ、道が独自に積算できるようにすべきである。</p> <p>積算についても、詳細は後述小括において論じる。</p>	
<p>2 防災対策支援システム開発業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>当該業務については、平成17年度に終了しておりますが、今後同種事業を行う場合には、特命随契の方法を選択したプロセスの妥当性・公平性・透明性を確保するため、関係資料を記録として保管することとします。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>当該業務については、平成17年度で事業が終了しておりますが、今後、同種事業を行う場合には、積算プロセスを明示し積算資料を記録として保管することとします。</p>
<p>3 総合文書管理システム運用・保守管理業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p> <p>加えて、再委託される場合には、委託先と再委託先との契約書や業務処理要領の提出を義務付け、その委託範囲を明確に把握した上で承認するか否かを判断するように制度を改めるべきである。特に、特例政令の例外規定による随意契約の場合は、例外を認める要件に鑑み再委託を禁止するか、あるいは、極めて厳格に判断すべきである。</p> <p>これらが整備されないと、道の担当課でほとんどチェックすることなく委託先の裁量により再委託を許しているとの批判を受けるおそれがあり、行政の公平性、透明性が問われることになりかねない。そして、特例政令が適用される特定調達契約に関しては、相手方が特殊な場合に限定して例外的に随意契約を許容しているのであるから、相手方が変更になる再委託の可否の判断は当然厳しくならざるを得ない。</p> <p>さらに、将来的には、本件についてよりオープンなシステムで構築していくことが望まれる。オープンなシステムとすることでシステム開発契約とシステム運用保守契約を切り離して、それぞれ自由な競争を行うことが可能にな</p>	<p>人工単価の計算について、平成19年度から、疑義が生じないよう、委託先からの人工見積りの方法を取らず、前年度の作業実績を元に積算を行うこととしました。</p> <p>特例政令による随意契約の要件に抵触しないよう、平成19年度から本業務の再委託は行わないこととしました。</p> <p>オープンなシステムへ移行するには、開発費等多大な経費が発生するため、今後現システムが老朽化しOSに対応できなくなる時期(システムの全面改修時期)に検討することとする。</p>

<p>り、契約手続の公平性・透明性を担保することができる。</p> <p>本件でもそうであるが、システムのノウハウがパッケージングされ相手方に握られてしまっていることが、その相手方との随意契約をいつまでも継続せざるを得ないジレンマを生んでいる。</p>	
<p>(改善事項)</p> <p>今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p> <p>特に、再委託する場合は、特例政令による随意契約の要件と再委託理由とが不整合にならないよう検討し直して当否を判断していくべきである。</p>	<p>平成20年度の契約において、随意契約とする理由の明確化を図りました。</p> <p>特例政令による随意契約の要件に抵触しないよう、平成19年度から本業務の再委託は行わないこととしました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>人工単価の計算について、平成19年度から、疑義が生じないように、委託先からの人工見積りの方法を取らず、前年度の作業実績を元に積算を行うこととしました。</p>
<p>(改善事項)</p> <p>運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p> <p>また、積算に採用しているSE単価(システム開発者1)について、事業の実態に合わせて検討する必要があると考える。</p>	<p>人工単価の計算について、平成19年度から、疑義が生じないように、委託先からの人工見積りの方法を取らず、前年度の作業実績を元に積算を行うこととしました。</p> <p>SE単価(システム開発技術者1)を採用せず、技術者単価を業務種別ごとに細分化し、それぞれの業務種別に合った単価での積算を行うこととしました。</p>
<p>5 道税総合情報処理システム電算処理業務委託契約</p> <p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項)</p> <p>前述契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>特命随契の方法を選択したプロセスの妥当性・公平性・透明性を確保するため、関係資料を記録として保管することとしました。</p>
<p>(改善事項)</p> <p>今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p> <p>特に、その判断要件として、事業所要要件を削除し、特例政令による随意契約の要件との不整合が生じないように検討し直すべきである。</p>	<p>特命随契の方法を選択したプロセスの妥当性・公平性・透明性を確保するため、関係資料を記録として保管することとしました。</p> <p>また、事業所要要件については、判断要件から削除することとしました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>委託料の積算については、積算根拠を明確にするとともに、積算ノウハウを蓄積するため、関係資料を充実させ記録として残すこととしました。</p>
<p>(改善事項)</p>	

<p>今後、運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべである。</p> <p>特に、予定価格の範囲内であっても、一旦提出された見積書の金額が増額となっている場合には、そこに合理的な理由があるか確認の上、記録を残し、単に予定価格の範囲内にあることのみをもって契約することがないようにすべきである。</p>	<p>委託料の積算については、積算根拠を明確にするとともに、積算ノウハウを蓄積するため、関係資料を充実させ記録として残すこととしました。</p> <p>また、予定価格の範囲内であっても、一旦提出された見積書の金額が増額となっている場合には、増額となった理由に合理性があるかを確認し、記録として残すこととしました。</p>
<p>7 住民基本台帳ネットワークシステム用サーバ機器等及び接続用ネットワーク機器等管理運用業務委託契約</p> <p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>平成20年度契約に当たっては、他社と契約する場合、機器の移設作業等が必要となり、その間、住基ネットシステムの運用を行うことができず、道民への行政サービスや関係行政機関の事務処理に重大な支障が生じることから、特例政令第10条第1項第2号(既契約特定役務の調達の手相手方以外のものから調達したならば、既契約特定役務の便宜を享受することに著しい支障が生じる)に該当するものとして、随意契約としました。</p> <p>なお、平成19年度の機器更改に当たり、入札についても検討しましたが、既契約業者は、住基ネットシステム稼働開始時から当該システム及び業務アプリケーションを熟知し、管理運用のノウハウを有している。また、入札により他社と契約する場合には、上記同様、サーバ機器等の移設が必要となり、新たな重要機能室の構築や移設工事等に多大な経費を要するほか、移設作業の間、住基ネットシステムの運用を停止しなくてはならないことから、道民への行政サービスや関係行政機関の事務処理に重大な影響を及ぼすことなどから、随意契約によることとしました。</p>
<p>(改善事項)</p> <p>今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p> <p>なお、平成19年度中に機器の更新が予定されているが、その際に契約方法について、入札も含め検討するとのことであり、適正な運用が期待される。</p>	<p>平成20年度契約に当たっては、他社と契約する場合、機器の移設作業等が必要となり、その間、住基ネットシステムの運用を行うことができず、道民への行政サービスや関係行政機関の事務処理に重大な支障が生じることから、特例政令第10条第1項第2号(既契約特定役務の調達の手相手方以外のものから調達したならば、既契約特定役務の便宜を享受することに著しい支障が生じる)に該当するものとして、随意契約としました。</p> <p>なお、平成19年度の機器更改に当たり、入札についても検討しましたが、既契約業者は、住基ネットシステム稼働開始時から当該システム及び業務アプリケーションを熟知し、管理運用のノウハウを有している。また、入札により他社と契約する場合には、上記同様、サーバ機器等の移設が必要となり、新たな重要機能室の構築や移設工事等に多大な経費を要するほか、移設作業の間、住基ネットシステムの運用を停止しなくてはならないことから、道民への行</p>

	<p>政サービスや関係行政機関の事務処理に重大な影響を及ぼすことなどから、随意契約によることとしました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>平成19年度(当初)契約において委託先が積算した金額について、その内訳(各単価や作業時間等の詳細)を提出させた上で、妥当なものであるかを判断し、それを基に、サーバー機器更改に伴う変更契約(平成19年度末)及び平成20年度契約の積算を行いました。</p> <p>また、平成22年度契約に向けた平成21年度情報システム診断(試行)において、情報化推進アドバイザーの助言を受け、積算額の精査を行いました。</p>
<p>(改善事項) 今後、管理運用業務契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>平成19年度(当初)契約において委託先が積算した金額について、その内訳(各単価や作業時間等の詳細)を提出させた上で、妥当なものであるかを判断し、それを基に、サーバー機器更改に伴う変更契約(平成19年度末)及び平成20年度契約の積算を行いました。</p> <p>また、平成22年度契約に向けた平成21年度情報システム診断(試行)において、情報化推進アドバイザーの助言を受け、積算額の精査を行いました。</p>
<p>8 電子調達システム基本設計業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成17年度をもって終了しており、継続しておりません。</p> <p>今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成17年度をもって終了しており、継続しておりません。</p> <p>今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>9 住民情報関連業務システム基本設計業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成17年度をもって終了しており、継続しておりません。</p> <p>今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>10 電子申請システム運用保守業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって終了しており、継続しておりません。</p>

<p>同じである。</p>	<p>今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(改善事項) 今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。 特に、再委託する場合は、特例政令による随意契約の要件と再委託理由とが不整合とならないよう検討し直して当否を判断していくべきである。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって終了しており、継続しておりません。 今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって終了しており、継続しておりません。 今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(改善事項) 運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって終了しており、継続しておりません。 今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>11 行政コミュニケーションシステム等運用・保守管理業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>特定調達契約について厳格な要件判断が必要であることを確認し、随意契約理由を明確にし、公表することにより契約の透明性の確保を図りました。</p>
<p>(改善事項) 今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p>	<p>提案事項に掲げた内容を充足し、随意契約によった根拠に疑問が生じないように改善を行いました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>特命随契における積算根拠の妥当性を裏付ける資料を準備し、検証できるよう改善を行いました。</p>
<p>(改善事項) 運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>提案事項に掲げた内容を充足する積算を行いました。</p>
<p>12 総合行政情報ネットワーク設備等保全委託契約 (3) 委託料算定根拠の妥当性 (改善事項) 保守委託業務を継続していく場合、業務の内容と技術者の資格についての対応関係を客観的に明らかにしていくべきである。</p>	<p>平成19年度契約から技術者区分の一覧を添付し、技術者資格の対応関係について、明確にしました。</p>

<p>13 北海道総合行政情報ネットワークシステム再構築基本設計・実施設計業務委託契約</p> <p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) もともと再委託が予定されているものについては、その部分を分離して別途契約することができないか検討するようにすべきである。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって終了しており、継続しておりません。 今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって終了しており、継続しておりません。 今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>14 電子計算機で処理する業務委託契約</p> <p>(1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 道においても、処理を依頼している情報の中に、大型汎用機による情報処理よりもパソコン等による情報処理の方が優れているものがあるとの認識だが、庁内の各部署ごとに業務処理を委託しているために、委託を続けるかは個別各部署の判断に委ねられているとのことであり、委託業務の内容を見ると全庁的な見直しを早急に進め、委託経費を減らす必要がある。行政事務の迅速性・即時処理能力を高めるとの要請からも急がれるべきである。</p>	<p>情報システムに係る全庁的な最適化を検討する中で、大型汎用機の業務のあり方に関する庁内ワーキンググループを設置(平成21年9月18日)し、大型汎用機利用に係るダウンサイジング等について検討を行う中で、現行システムのオープン化()を検討課題としており、今後、平成24年度に決定される「情報システムの最適化の取組方針(仮称)」において、具体的な手法やスケジュールを示すこととしています。 「オープン化」 独自の仕様による互換性のないOSを使用した大型汎用機システムからWindowsやLinux等のOSを使用したシステム(「オープン系システム」と呼ばれる)に転換することを一般的に「システムのオープン化」と称しています。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>特定調達契約について厳格な要件判断が必要であることを確認し、随意契約理由を明確にし、公表することにより契約の透明性の確保を図りました。</p>
<p>(改善事項) 今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p>	<p>特定調達契約について厳格な要件判断が必要であることを確認し、随意契約理由を明確にし、公表することにより契約の透明性の確保を図りました。</p>
<p>15 情報処理システム変更等業務委託契約</p> <p>(1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 前件の電子計算機で処理する業務委託契約で述べたところと同様、システム変更業務についても検討すべきである。</p>	<p>情報システムに係る全庁的な最適化を検討する中で、大型汎用機の業務のあり方に関する庁内ワーキンググループを設置(平成21年9月18日)し、大型汎用機利用に係るダウンサイジング等について検討を行う中で、現行システムのオープン化()を検</p>

	<p>討課題としており、今後、平成24年度に決定される「情報システムの最適化の取組方針（仮称）」において、具体的な手法やスケジュールを示すこととされています。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 （提案事項） 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約（二）（2）（c）の提案事項に同じである。</p>	<p>特定調達契約について厳格な要件判断が必要であることを確認し、随意契約理由を明確にし、公表することにより契約の透明性の確保を図りました。</p>
<p>（改善事項） 今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p>	<p>特定調達契約について厳格な要件判断が必要であることを確認し、随意契約理由を明確にし、公表することにより契約の透明性の確保を図りました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約（二）（3）（c）の提案事項に同じである。</p>	<p>特命随契における積算根拠の妥当性を裏付ける資料を準備し、検証できるよう改善を行いました。</p>
<p>（改善事項） 運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>平成20年度契約から(財)経済調査会の積算基準により積算し、改善を行いました。</p>
<p>16 医療関連業務電算化オンラインシステム開発等業務委託契約</p> <p>(2) 随意契約によることの妥当性 （提案事項） 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約（二）（2）（c）の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成17年度で終了しており、今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約（二）（3）（c）の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成17年度で終了しており、今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) その他 （提案事項） 特例政令に関する案件の処理マニュアルを作成し、チェックを行う。</p>	<p>本事業については、平成17年度で終了しており、今後同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>17 マリンネット北海道保守運用サポート業務委託契約</p> <p>(2) 随意契約によることの妥当性 （提案事項） 前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約（二）（2）（c）の提案事項に同じである。</p>	<p>本事業については、平成22年度から地方独立行政法人北海道立総合研究機構の業務となりますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>

<p>(改善事項)</p> <p>今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p> <p>特に、運用方針を根拠とすることは法令の適用を誤っていることになるので速やかに見直す必要がある。記載だけの問題とすれば、それも改善して特例政令による随意契約であることを明示して審査に付すべきである。</p>	<p>特例政令による契約を行う場合は、特例政令によることを明示して審査を行うようにして参ります。</p> <p>なお、平成19年度契約については、使用機器のリース契約の終了に伴い委託期間が短縮されたことや機器システムの見直しを行ったことにより、特例政令の対象外となったことから、運用方針を根拠とした随意契約であることを明示して審査をしております。</p> <p>また、平成20年度以降についても特例政令の対象外となっており、平成22年度以降は当課として委託する予定はありませんが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>積算にあたり、過去の作業実績を元に必要人工数を算定しており、平成21年度契約については当該資料を電子ファイルで保存しています。</p> <p>なお、平成22年度以降は委託する予定はありませんが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(改善事項)</p> <p>運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p> <p>さらに、契約時に利用している単価表について適用基準を明確化し、その根拠も説明できるようにすべきである。</p>	<p>保守運用契約の積算に当たっては、今後、積算根拠の妥当性を裏付ける資料を添付し、検証できるようにして参ります。</p> <p>また、平成19年度以降については、市販されている積算のための雑誌を活用し、積算しております。</p> <p>なお、平成22年度以降は当課として委託する予定はありませんが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>18 北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(2)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>提案事項の内容を踏まえ、改善事項に取り組みます。</p>
<p>(改善事項)</p> <p>今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努め、随意契約によった根拠に疑問が生じないようにすべきである。</p> <p>さらに、不相当と指摘した業者選定理由を再度検討し、改めて、特例政令第10条第1項第2号の要件を充足するかを判断すべきである。</p>	<p>平成20年度の委託契約に当たっては、随意契約の妥当性について、出納局で作成したフロー図をもとに判断しました。</p> <p>また、業者の選定に当たっても、特例政令第10条第1項第2号の要件に該当する根拠(システム構築に要する日数及び経費)を明確にするとともに、所在地を特定の場所に限定する要素は盛り込まないこととしました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項)</p> <p>前記契約1の震度情報ネットワークシステム改</p>	<p>提案事項の内容を踏まえ、改善事項に取り組みま</p>

<p>修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。</p>	<p>す。</p>
<p>(改善事項) 運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>平成20年度の委託料の算定に当たっては、次の点について改善するとともに、それぞれの単価の根拠となる資料等を保存し、積算のプロセスを明確にしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用保守作業を定期と随時作業に区分し、定期作業については「運用管理作業手順書」を作成して作業内容・時間の根拠を整理しました。 ・月ごとの作業回数・時間の実績を把握・管理するため、作業月報を求めることとしました。 ・管理業務のうち、定期作業は総価契約とし、随時作業は時間当たりの単価契約としました。
<p>19 北海道公共事業電子情報化支援業務委託契約 (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 運用方針による随意契約を認める場合のマニュアルを作成し、その中で判断基準と検討項目、その判断プロセスの妥当性を疎明する資料を明示し、統一的な運用を図るべきである。 なお、本件契約の相手方は北海道の関与団体であるが、関与団体との契約に関しては、本報告書第4章小括においてまとめて指摘する。</p>	<p>当該契約については、平成18年度で終了しました。 なお、今後、同種の業務については、委託する必要がある場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>(改善事項) 今後、契約が継続する場合、提案事項に掲げた内容を充足するよう努めるべきである。</p>	<p>当該契約については、平成18年度で終了しました。 なお、今後、同種の業務については、委託する必要がある場合にあっては、規則等の整備状況を踏まえ、適切な対応に努めて参ります。</p>
<p>20 財務会計トータルシステム業務処理委託契約 (1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) システムの中核となる大型汎用機が5年を経過し、老朽化しているために平成20年度を目途にシステムの見直しが必要という状況にあり、既に、汎用機方式からオープンシステムへの移行による導入コストの削減を検討しているとのことである。 システムの見直し時期に合わせ、システムのライフサイクル全体を判断して最も経済的かつ効果的なシステムがどのようなものか検証することが期待される。</p>	<p>提案事項にもあったように、システムの見直し時期に合わせ、オープンシステムへの移行を検討し、検討に際しては、システムのライフサイクル全体を見通し、現行法規等の枠組みのなかで、最も経済的かつ効率的なシステムとなるよう構築しました。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 当面、著作権の関係で委託先を現状のままとすることはやむを得ないところである。しかしながら、将来的なシステム変更時期には、委託先に著作権があるようなシステムの構築をできる限り回避し、オープンなシステムを基盤とする財務会計システムを構築し、業務処理委託契約が情報処理業者間の自由な価格競争を経て発注されるように</p>	<p>財務事務処理のプログラムの中核部分の著作権は委託先にあり、また北海道仕様のカスタマイズも膨大な量となっている。ご提案にあるようにオープンなシステムへの全面移行にはスクラッチからの開発となり、そのための投資が多額となるものと思われることから、移行は時期尚早と判断しています。 しかしながら、将来的なコスト削減のため、[ホ</p>

すべきである。

スト汎用機] - [端末機] というモデルからTCP/IPを介した [センターサーバー] [端末機] というモデル変更の検討に取り組んだところ。また、財務会計トータルシステムへ接続するプログラムなどについては、インターフェースの標準化を図り、オープン化への足がかりとする検討にも取り組んでいるところです。

(3) 委託料算定根拠の妥当性
(提案事項)

前記契約1の震度情報ネットワークシステム改修業務委託契約(二)(3)(c)の提案事項に同じである。

について(積算根拠の依存)

ご提案にあるとおり、積算にあたって相手方に依存すると、道の積算根拠の妥当性・透明性が失われてしまうという認識は、監査人と同じ認識を持っており、従前より、積算にあたっては、積算根拠を相手方に依存しないこととしているところです。

について(積算根拠の妥当性、検証、記録)

契約を締結する前段階において作成する予定価格の積算にあたっては、積算根拠の妥当性を示す資料を可能な限り収集し、積算調書及び参考資料として保管しているところです。

について(積算ノウハウ)

当システムに関して言えば、積算ノウハウは、平成6年度分から15年分の蓄積があるものと考えており、足りない部分(例えば新技術に係る評価・積算等)については、それを補う仕組みの構築には至っていないものの、常に担当職員の研鑽を図っているところです。

について(制度改正以外について回答)

小括3-(三)(1)~(3)について

(1)「積算過程を明示し、基礎となる人工数や単価、機器価格を裏付ける資料を添付し、記録化する。資料を添付できない場合、備考欄に理由を記載する。これらの作業を毎年の契約ごとに行う」について

[措置] 積算にあたっては、毎回、積算過程を明示し、基礎となる人工数や単価、機器価格を裏付ける資料を添付しているところです。

(2)「見積書に詳細な内訳書を添付させる」について

現行制度上、随意契約における「見積書」とは入札した場合における「入札書」とほぼ同等の意味合いを持つ書面と認識しているところ。発注側にあっては、「見積書」を求める場合には既に予定価格を積算しており、徴収した「見積書」によって予定価格を変更することは現行会計制度の予定していないところです。

ただし、予定価格の作成にあたり、その積算の妥当性や市場価格を調査するための資料については、その収集を行っているところです。

(3)「契約年度終了後に事後報告書の提出を求める」について

当財務システムにおいては、日々の報告及び月次の報告を逐一求めているところです。

<p>(改善事項) 運用保守契約を継続していく場合、提案事項に掲げた内容を充足する積算を行うよう努めるべきである。</p>	<p>平成20年度契約の積算において、積算根拠となる資料を整備し、検証できるように努めたところです。</p>
<p>三 小括 1 委託の必要性・有効性について (三)改善事項 情報処理関連業務委託契約をいかに効率的、かつ、経済的なものとしていくか、道民への行政サービスとして有効性のあるものとしていくか、これらについて検討する必要があると考える。 現在行われている委託契約を直ちに変更する事などは行政サービスの継続性確保の点で到底不可能であるから、今後情報関連機器のリース期間の終了など大きな変更を要する時期にあわせシステムの再構築を検討する中で考えていくべき課題である。 具体的な検討課題として考慮すべき点は以下のとおりである。</p> <p>(1) 道の業務内容を分析し、情報処理システムに求める範囲や内容を明確にする</p> <p>(2) システムのライフサイクルを評価し、費用対効果の分析を行う</p> <p>(3) 情報処理システムのライフサイクルすべてを検証するために、早急に専門的視点でシステムチェックできる体制作りを検討する必要がある</p> <p>(4) 情報処理システムに汎用性のあるオープンなシステムを採用し、基本システムの開発とその後の保守運用が不可分なものにならないようにする</p> <p>(5) 自治体相互協力によるシステム開発によってコストダウンを図る</p>	<p>(1) 情報システムの新規、再構築、更新等の企画段階において、業務の簡素・効率化の観点から、システム化の範囲や業務内容の明確化を求めています。</p> <p>(2) 5年間のライフサイクル全体(企画から開発、運用・保守、廃止に至るまで)のコストを診断し、費用対効果を分析しています。</p> <p>(3) ライフサイクルの各段階におけるチェック体制として、外部専門家(情報化推進アドバイザー)を活用し専門的視点により全庁的なチェック体制を整備しています。</p> <p>(4) 汎用パッケージソフトやASPサービス(インターネットを利用して顧客に業務用のアプリケーションソフトを貸し出すサービス)の活用を推進しています。</p> <p>(5) 道ではHARP構想に基づき道内市町村とともに、共同アウトソーシングの推進に取り組んでおり、システムの開発費や運用費の節約等を図りました。</p>
<p>2 随意契約によることの妥当性について (三)改善事項 特例政令の適用される随意契約は、道の随意契約の中で金額的に上位を占めるものばかりであり、非常に重要な契約である。そうであるにもかかわらず上記に述べたような問題を抱えたまま、特例政令による随意契約を継続することは極めて問題であると言わざるを得ず、改善は急務である。 具体的な検討課題として留意すべき点は以下のとおりである。</p> <p>(1) 特例政令の制定経過を理解し、重要性を再確</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達し、特例政令の適用となる場合の留意点を示したところです。 また、「平成19年度財務会計事務の執行方針」(平成19年4月20日付け局総第209号出納局長通知)においても、特例政令の適用契約について、随意契約によることの判断に当たっては、特例政令等の規定に合致するものであるかを十分に検討することにつ</p>

<p>認することを全庁的に行う。</p>	<p>いて周知したところです。</p>
<p>(2) 特例政令を理解するためのマニュアルの完備とその周知徹底</p>	<p>特例政令に係る知識向上のため、財務に関する各種研修会の中で取り上げて実施したところです。 また、具体的な手続に関するハンドブックを作成し、周知したところです。</p>
<p>(3) 特例政令における随意契約の例外要件の判断基準・検証方法等の明確化 (a) 特例政令第10条第1項第1号について (ア) 要件の意義 (イ) 要件該当性の判断 (ウ) 要件該当性判断の根拠資料 (b) 特例政令第10条第1項第2号について (ア) 要件の意義 (イ) 要件該当性の判断 (ウ) 要件該当性判断の根拠資料</p>	<p>特例政令が適用となる契約について、随意契約することができる場合の要件に該当するか否かの基準については、個々具体の契約がそれぞれ特例政令の随意契約することができる規定に合致するか否かを、その都度、判断せざるを得ないものであるため、その適用の適否については、十分検証した上で判断するよう、日々の指導等を通じて周知したところです。</p>
<p>(4) 要件該当性の根拠資料を決定書とともに記録化し、要件の検討は毎年行う。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達し、随意契約の厳格な運用について示したところです。 また、特例政令が適用となる契約にかかわらず、従前から、契約に当たっては、安易に前例を踏襲することなく、その都度、契約方法等についても検討するよう指導しているところであり、日々の指導等を通じてその旨を、周知したところです。</p>
<p>(5) 随意契約に至った個別の理由を詳細に公表する。随意契約に関する統計数字を詳細に公表する。 (a) 随意契約に至った個別の理由の公表</p>	<p>平成19年3月30日付けで「入札結果等の公表の取扱いについて」(平成10年3月16日付け局総第788号出納局長通達)の一部を改正し、随意契約に係る情報の公表に当たっては、随意契約によった理由を具体的に記載することとしたとともに、契約事務に係る情報の公表は、平成19年度予算に係る契約から、ホームページによることとしたところです。 また、「平成19年度財務会計事務の執行方針」(平成19年4月20日付け局総第209号出納局長通知)においても、契約事務の透明性を確保するため、ホームページにおいて契約事務に係る情報を公表することにより、積極的な情報提供に努めるよう周知したところです。</p>
<p>3 委託料の算定根拠の妥当性について (三) 改善事項 情報処理関連契約について、委託料算定根拠の妥当性・透明性を確保していくことが急務であり、そのためには前記(二)の原因を解消していくことが必要であり、一言で言うと、道の側で委託相手方に頼らずに自ら積算できるノウハウを蓄積する仕組みが不可欠である。情報関連の契約が随意契約の方法で行われることが非常に多く、しかもその契約額が高額であることを考えると、積算についてのノウハウが不十分な現状をそのままにしておくことはできない(改善できない場合、随意契約によることわ避け、総合評価入札などの方法によるべきである。)</p>	<p>委託契約については、個々契約ごとに内容等が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに、業務内容を勘案しより実態に即した積算を行うことが適当と考えます。 また、見積書内訳や事業完了後の精算内訳書の徴取の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知したところです。</p>

<p>そこで、仕組みとして考えられるものを以下に提案する。</p> <p>なお、この提案は道のシステムの中で実際にできるのか、どの程度の手間がかかるのか、十分検証した上で提案するものではないことを予め述べておく。ほとんどノウハウが蓄積されていない状況を打破するために何か方策はないかという観点で検討したものであって、より良い改善案があれば以下の提案に拘る必要は全くないことを付言しておく。</p> <p>(1) 積算過程を明示し、基礎となる人工数や単価、機器価格を裏付ける資料を添付し、記録化する。これらの作業を毎年の契約ごとに行う。</p> <p>(2) 見積書に詳細な内訳書を添付させる。</p> <p>(3) 契約年度終了後に事後報告書の提出を求める。</p> <p>(4) 一定額以上の契約（例えば、特例政令が適用になる特定調達契約）の積算時、外部の第三者に積算に関する意見を聴取することの制度化について検討すべきである。</p> <p>(5) 特定政令第10条第1項第2号による随意契約について、単年度計算ではなく、ライフサイクルコストを吟味し、適正な減額ができないか検討すべきである。</p>	<p>積算において外部の者の意見を徴することについては、一律に金額等で判断されるものではなく、個々具体の契約の内容等を勘案して判断すべきものであるが、当該積算は予定価格の基礎となるものであり、その漏洩の防止についても十分留意すべきものであることから、その判断は慎重に行うべきものであることについて、各部等からの照会時や書類審査時に指導したところです。</p> <p>全庁の情報システムの調達・運用を効率的、効果的なものとするため、平成21年度から情報システムの更新時期等に合わせ、「情報システム診断」を試行し、平成22年度から本格的に取り組むこととしました。</p> <p>この取組みの中で、5年間のライフサイクルコストも把握し、複数年契約による減額の可能性を含めて、検討を行っていきます。</p>
<p>第4章 その他の随意契約についての監査結果</p> <p>二 個別契約</p> <p>国（特別法の定めるところにより設立される独立行政法人を含む。）若しくは慈善のため設立された救済施設と契約（政令第167条の2第1項第3号の規定に該当するものを除く。）をするとき。（運用方針第3節（随意契約）関係1(9)）</p> <p>1 幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託契約</p> <p>(1) 委託の必要性・有効性 （改善事項）</p> <p>今後、委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>平成19年度委託契約の支出負担行為に係る決定書に委託理由を明示しました。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （改善事項）</p> <p>(a) 標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その積算根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>平成19年度委託料算出の積算に当たっては、一日当たりの作業内容、作業量及び作業に要する時間から一日当たりの標準人工数を算出し、これを基礎として、一年間の標準単価を算出しました。</p>
<p>(b) 営利会社等から見積書を徴収するなどして、営利会社等が当該管理業務を実施した場合と比較することにより、当該見積金額の妥当性を検証することが望まれる。</p>	<p>本事業については、これまでも国の指導に基づいてかかる費用を適切に算定してきたところであり、今後は、ご指摘の趣旨を踏まえ他県などの調査も含めて更に適正な執行に努力して参ります。</p>
<p>(4) 契約内容変更の妥当性</p>	

<p>(改善事項) 予定数量の増減などに伴い、契約金額のみを変更する場合にあっては、業務項目の追加や業務処理方法の変更などの「委託業務の内容変更」とは別な条項を設けて処理すべきと考える。</p>	<p>平成19年度委託契約において、委託契約書の契約条項の変更、またそれに伴う業務処理要綱の追記を行うことにより、予定数量の増減に伴う契約金額の変更に対応できるように整備しました。</p>
<p>(5) 再委託の妥当性 (改善事項) 再委託をする場合、発注者として受託者を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮した上で再委託を承認することが望まれる。</p>	<p>平成19年度締結の委託契約の事業の一部を再委託するに当たっては、再委託の必要性、受託者が再委託先を総合的な指揮監督の下に置くことができること、再委託先が技術的・経済的能力から判断して役の履行を確保するのに支障を来さない等の観点から、再委託することの効率性・合理性を十分考慮し、再委託を承認しました。</p>
<p>2 都市計画基礎調査業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>都市計画基礎調査業務につきましては、これまで随意契約により関係市等で構成する広域都市計画協議会に委託して参りましたが、平成21年度から北海道の直営（指名競争入札により民間コンサルタントに委託）といたしました。</p>
<p>法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会の存立を援助するため、これらの設立目的に基づく事業について契約（政令第167条の2第1項第3号の規定に該当するものを除く。）をするとき。（運用方針第3節（随意契約）関係1（11）） 1 北海道庁本庁舎（地下2階から7階まで）清掃業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>委託理由については、平成19年度から起工決定書に明記することとしました。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (改善事項) 施行令第167条の2第1項第3号または第4号と運用方針第3節（随意契約）関係1（11）との関係を理解した上で、当該契約については、今後は、契約根拠としては施行令第167条の2第1項第3号を適用するべきである。</p>	<p>契約根拠については、平成18年度から地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号を適用しています。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (改善事項) (a) 経費率には一定の幅があるので、当該経費率を適用した契約担当者の判断根拠を明確しておくことが望まれる。</p>	<p>経費率の適用に係る判断根拠については、平成19年度から起工決定書に明記することとしました。</p>
<p>(b) 積算額の妥当性を事後的に検証するため、単価及び数量の明細がわかるように記載した見積書の内訳書の提出を求めることが望まれる。</p>	<p>北海道が執行する一般競争入札及び指名競争入札又は見積合せにおいて、入札参加者又は見積書徴取者から提出を求める入札書又は入札書を準用した見</p>

	<p>積書については、「一般競争入札及び指名競争入札の執行に係る様式の制定について」(平成16年4月1日付け局総第11509号出納局長通知)に基づき、入札金額又は見積金額の総価額のみを記載することとされております。</p>
<p>(4) 契約情報公表の実施状況の妥当性 (改善事項) 特定随意契約に該当する契約については、特定随意契約の公表手続を実施するべきである。</p>	<p>公表手続については、平成18年度から「入札結果等の公表の取扱いについて」の規定に基づき適切に行っています。</p>
<p>2 マイクロフィルム作成業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (改善事項) 当該団体の存立を援助する必要があるか否かの判断については、政策目的以外に、定量的な判断基準(例えば、当該団体における契約全体に占める北海道の契約の割合や当該団体の財政状況等)を設けることで、他の団体との間に公平性を欠かないように配慮することが望まれる。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号)の第3の2の(2)のイにより、所管課へ照会を行った上で、存立援助の必要性や受託能力など総合的に判断して契約しました。</p>
<p>(3) 委託料の算定根拠の妥当性 (改善事項) (a) 値引き率の算定根拠を明示すべきである。</p>	<p>本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(b) 積算額の妥当性を事後的に検証するため、単価及び数量の明細がわかるように記載した見積書の内訳書の提出を求めることが望まれる。</p>	<p>マイクロスキャナープリンターは平成19年度より廃止し契約実績はありません。今後、同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>庁舎の清掃、寮の賄等を個人(事業者を除く。)に委託するとき。(運用方針第3節(随意契約)関係1(17)) 1 北海道職員子弟寮(尚学寮)管理業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性 (改善事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>委託理由を、決定書に明示することとしました。 なお、平成20年3月をもって当施設が廃止となったことから、現在契約等を行っていません。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (改善事項) 第三者に対して客観的な説明がつくように、契約担当者の判断の結果のみでなく、当該判断に至ったプロセスを明示することが望まれる。</p>	<p>相手方の選定に至ったプロセスを、決定書に明示することとしました。 なお、平成20年3月をもって当施設が廃止となったことから、現在契約等を行っていません。</p>

<p>(3) 委託料の算定根拠の妥当性 (改善事項) 標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>業務処理時間について聞き取りを行い、毎年度見直しを行うととしました。 なお、平成20年3月をもって当施設が廃止となったことから、現在契約等を行っていません。</p>
<p>(4) 委託業務の事後管理の妥当性 (改善事項) 業務日報を作成させ定期的に検査することが望まれる。</p>	<p>業務日報を作成し、定期的に検査することとしました。 なお、平成20年3月をもって当施設が廃止となったことから、現在契約等を行っていません。</p>
<p>2 北海道職員子弟寮(真澄寮)管理業務委託契約について 北海道職員子弟寮(尚学寮)管理業務委託契約についてと同一である。</p>	<p>北海道職員子弟寮(尚学寮)管理業務委託契約についてと同様の措置を講じました。 なお、平成20年3月をもって当施設が廃止となったことから、現在契約等を行っていません。</p>
<p>委任又は準委任に属する契約のうち、試験研究、訴訟事務等競争により難しいものを委託するとき。 (運用方針第3節(随意契約)関係1(18)) 1 北海道保健福祉情報センター管理運営業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度で事業が終了しており、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 運用方針第3節(随意契約)関係1(18)は、特定業務に限定して運用することが望まれる。 なお、本件契約の相手方は北海道の関与団体であるが、関与団体との契約に関しては、本報告書第4章小括においてまとめて指摘する。</p>	<p>本事業については、平成17年度で事業が終了しており、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料の算定根拠の妥当性 (提案事項) 標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度で事業が終了しており、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(4) 契約内容変更の妥当性 (提案事項) 年度内に当該年度のより精度の高い支出見込額を積算し、当該支出見込額に見合った委託料の支出を行うのであれば、委託契約書上、その旨を明記することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成17年度で事業が終了しており、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>

<p>2 北海道福祉人材センター運営事業委託契約について</p> <p>(1) 委託の必要性・有効性 (提案事項)</p> <p>委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>道では、平成4年から、北海道社会福祉協議会を社会福祉法第93条に基づく福祉人材センターに指定(道内で一個に限る)しており、このため、当該団体にセンター事業の運営を委託しているところです。</p> <p>これらの委託理由については、監査意見を踏まえ、平成22年度から決定書において記録しているところですが、平成24年度からは、次のとおりより具体的に明記することとします。</p> <p>・委託理由 本事業については、高い専門性をもって対応する必要があり、道直営とした場合にはその業務の専門性に対応することが困難なため、外部委託を行う。委託先については、社会福祉法第93条に基づき、適切な事業運営が確保できる社会福祉法人として北海道社会福祉協議会を福祉人材センターとして指定しており、当該団体に委託して実施する。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項)</p> <p>運用方針第3節(随意契約)関係1(18)は、特定業務に限定して運用することが望まれる。</p> <p>なお、本件契約の相手方は北海道の関与団体であるが、関与団体との契約に関しては、本報告書第4章小括においてまとめて指摘する。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、選考基準に掲げる要件(道内全ての福祉職従事希望者を対象とし、各地で事業を実施することから、広域性を備えた者であることなど)を満たすことが必要であることから、競争により難しいものと判断し、随意契約によることとなったものです。</p>
<p>(3) 委託料の算定根拠の妥当性 (提案事項)</p> <p>標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>毎年度、具体的な標準作業量、標準処理時間、標準給与等を把握した上で、予算要求時の資料を作成することとしており、この資料を積算根拠としました。</p>
<p>(4) 契約内容変更の妥当性 (提案事項)</p> <p>年度内に当該年度のより精度の高い支出見込額を積算し、当該支出見込額に見合った委託料の支出を行うのであれば、委託契約書上、その旨を明記することが望まれる。</p>	<p>本事業については、実数ではなく積算により委託料を算定することと運用を変更しており、今後においても、事業実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえ対処します。</p>
<p>(5) 再委託の妥当性 (改善事項)</p> <p>(a) 再委託をする場合、発注者として受託者を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮したうえで再委託を承認することが望まれる。</p>	<p>平成19年度の当該委託契約に係る再委託の承諾に当たって、再委託することの効率性、合理性等を十分考慮するとともに、再委託決定書にその内容を明記しました。</p>
<p>(b) 福祉人材バンクの利用状況も勘案した上で、再委託料を積算することが望まれる。</p>	<p>福祉人材バンクの利用状況を勘案し、苫小牧市福祉人材バンクの担当区域(市町村)を広げ、各福祉</p>

	<p>人材バンクとの整合性を図り、再委託料を積算しました。(平成20年4月1日から実施)</p>
<p>3 介護知識・技術等普及促進事業委託契約について</p> <p>(1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>道では、国の介護実習・普及センター運営要綱に基づき、当該事業を委託事業として実施しているところです。</p> <p>これらの委託理由については、監査意見を踏まえ、平成22年度から決定書において記録しているところですが、平成24年度からは、次のとおりより具体的に明記することとします。</p> <p>・委託理由 本事業については、高い専門性をもって対応する必要があり、道直営とした場合にはその業務の専門性に対応することが困難なため、外部委託を行う。委託先については、適切な事業運営が確保できると認められる当該団体に委託して実施する。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 運用方針第3節(随意契約)関係1(18)は、特定業務に限定して運用することが望まれる。 なお、本件契約の相手方は北海道の関与団体であるが、関与団体との契約に関しては、本報告書第4章小括においてまとめて指摘する。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、選考基準に掲げる要件(介護知識を十分把握し、研修や介護情報の提供に関する業務を適正に行えること、また道内の介護・福祉関係職種の協議会と容易に連携が図られることなど)を満たすことが必要であることから、競争により難しいものと判断し、随意契約によることとなったものです。</p>
<p>(3) 委託料の算定根拠の妥当性 (提案事項) 標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>毎年度、具体的な標準作業量、標準処理時間、標準給与等を把握した上で、予算要求時の資料を作成することとしており、この資料を積算根拠としました。</p>
<p>(4) 契約内容変更の妥当性 (提案事項) 年度内に当該年度のより精度の高い支出見込額を積算し、当該支出見込額に見合った委託料の支出を行うのであれば、委託契約書上、その旨を明記することが望まれる。</p>	<p>本事業については、実数ではなく積算により委託料を算定することと運用を変更しており、今後においても、事業実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえ対処します。</p>
<p>(5) 再委託の妥当性 (改善事項) 再委託をする場合、発注者として受託者を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮したうえで再委託を承認することが望まれる。</p>	<p>本事業については、ご指摘の趣旨を踏まえ、再委託することの効率性等を検討した結果、平成19年度から再委託は行っておりません。</p>
<p>4 発達障害者支援センター事業委託契約について</p>	

<p>(1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>平成19年度事業の実施に当たり、委託理由について、明示しました。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) (a) 運用方針第3節(随意契約)関係1(18)は、特定業務に限定して運用することが望まれる。</p>	<p>平成19年度事業の実施に当たり、現に必要な業務について、準委任することとしました。</p>
<p>(b) 選定基準の全てを満たすか否かの判断は慎重に行うことが望まれる。</p>	<p>平成17年度に行ったプロポーザル審査会により選定された法人であり、平成17年度以降、発達障害者の支援に関する知見を高め、豊富な支援実績に基づく様々なノウハウを蓄積し、関係機関との良好な連携体制を築き、医療の緊急時の受入等の支援体制も構築されていることを確認しました。</p>
<p>(3) 委託料の算定根拠の妥当性 (提案事項) 標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>毎年度、具体的な標準作業量、標準処理時間、標準給与等を把握した上で、予算要求時の資料を作成することとしており、この資料を積算根拠としました。</p>
<p>(4) 契約内容変更の妥当性 (提案事項) 年度内に当該年度のより精度の高い支出見込額を積算し、当該支出見込額に見合った委託料の支出を行うのであれば、委託契約書上、その旨を明記することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度以降事例が無く、今後の事業展開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>5 北海道観光物産センター管理運営業務委託契約について (2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 運用方針第3節(随意契約)関係1(18)は、特定業務に限定して運用することが望まれる。 なお、本件契約の相手方は北海道の関与団体であるが、関与団体との契約に関しては、本報告書第4章小括においてまとめて指摘する。</p>	<p>本事業については、平成18年度限りで終了しており、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (改善事項) 標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>平成19年度委託料の積算に当たっては、過去の実績や積算単価にかかる市場価格を勘案の上、積算の根拠となる数値を見直すとともに、記録として残しています。 本事業については、平成18年度から事業休止中であり、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>6 北海道若年者就職支援センター(通称ジョブカフェ北海道)運営業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性</p>	

<p>(改善事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>平成19年度委託契約の支出負担行為に係る決定書に委託理由を明示しています。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 (提案事項) 運用方針第3節(随意契約)関係1(18)は、特定業務に限定して運用することが望まれる。</p>	<p>平成19年度の契約から公募型プロポーザルにより企画提案を募集し、最も優れた提案をした者と特命随意契約を締結しています。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (改善事項) 標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>平成19年度委託料の積算に当たっては、過去の実績を勘案の上、積算の根拠となる数値を見直すとともに、記録として残しています。</p>
<p>(4) 契約内容変更の妥当性 (改善事項) 予定数量の増減などに伴い、契約金額のみを変更する場合にあつては、業務項目の追加や業務処理方法の変更などの「委託業務の内容変更」とは別な条項を設けて処理すべきと考える。</p>	<p>平成19年8月1日締結の委託契約において、予定数量の増減などに伴う契約金額のみの変更に対応できるよう、「委託業務の内容変更等」の条項に契約金額の変更に関する項目を追加しました。</p>
<p>(5) 再委託の妥当性 (改善事項) 再委託をする場合、発注者として受託者を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮したうえで再委託を承認することが望まれる。</p>	<p>平成19年度締結の委託契約において再委託するに当たっては、再委託の必要性、受託者が再委託先を総合的な指揮監督の下に置くことができること、再委託先が技術的・経済的能力から判断して契約の履行を確保するのに支障を来さない等の観点から、再委託することの効率性・合理性を充分考慮し、再委託を承認しています。</p>
<p>その他特に知事が必要と認める契約をするとき。(運用方針第3節(随意契約)関係1(19)) 1 北海道立栽培水産試験場改築工事監理業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性 (提案事項) 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって事業を終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 (提案事項) 積算額の妥当性を事後的に検証するため、単価及び数量の明細がわかるように記載した見積書の内訳書の提出を求めることが望まれる。</p>	<p>本事業については、平成18年度をもって事業を終了していますが、今後事業再開や同じような事業を実施する場合は、ご指摘の事項を踏まえて対処します。</p>
<p>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。(運用方針第</p>	

<p>3節（随意契約）関係4） 1 釧路管理区林相図作製業務委託契約について (1) 委託の必要性・合理性 （改善事項） 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>外部委託する理由については、起案時の決定書に記載しております。 なお、平成19年度に、作成方法をアナログ方式からデジタル方式に移行し、これ以降は競争入札で行っております。</p>
<p>(2) 随意契約によることの妥当性 （提案事項） 「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」（運用方針第3節（随意契約）関係4）を契約根拠とする場合は、時価に比して著しく有利な価格であるか否かの判断については、客観性を付与するため、市場調査、第三者の鑑定評価及び業者からの見積徴収等に基づくことが望まれる。</p>	<p>平成19年度に、作成方法をアナログ方式からデジタル方式に移行し、これ以降は競争入札で行っております。</p>
<p>(3) 委託料算定根拠の妥当性 （提案事項） 積算額の妥当性を事後的に検証するため、単価及び数量の明細がわかるように記載した見積書の内訳書の提出を求めることが望まれる。</p>	<p>平成19年度に、作成方法をアナログ方式からデジタル方式に移行した際に、業者5社から単価・数量を明示した見積書を徴収し、これらを基に積算を行っております。</p>
<p>2 空知管理区林相図作製業務委託契約について 釧路管理区林相図作製業務委託契約についてと同一内容である。</p>	<p>外部委託する理由については、起案時の決定書に記載しております。 なお、平成19年度に、作成方法をアナログ方式からデジタル方式に移行し、これ以降は競争入札で行っております。</p>
<p>「契約の目的物が代替性のないものであるとき。」（運用方針第3節（随意契約）関係1の(2)）を適用していたが、平成17年度から指名競争入札に移行したケース 1 本庁舎西側昇降機保守点検業務委託契約について (1) 委託の必要性・有効性 （改善事項） 委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>委託理由については、平成19年度から起工決定書に明記することとしました。</p>
<p>2 本庁舎東側昇降機保守点検業務委託契約について 本庁舎西側昇降機保守点検業務委託契約についてと同一内容である。</p>	<p>委託理由については、平成19年度から起工決定書に明記することとしました。</p>
<p>3 別館庁舎昇降機保守点検業務委託契約について 本庁舎西側昇降機保守点検業務委託契約についてと同一内容である。</p>	<p>委託理由については、平成19年度から起工決定書に明記することとしました。</p>
<p>三 小括</p>	

<p>1 委託理由の合理性について 記録上、当該業務を委託した理由が明示されていなかった。委託理由について第三者に対する客観的な説明がつくように、記録上、委託理由を明示することが望まれる。</p>	<p>従前から、委託契約に当たっては、委託することの適否の検討を十分に行い、当該契約の決定書には、委託する事由とその効果等を記載するよう指導してきているところであり、より具体的な記載に努めるよう、各部等からの照会時や書類審査時に指導したところです。</p>
<p>2 契約類型ごとの小括 (一) 国（特別法の定めるところにより設立される独立行政法人を含む）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む）若しくは慈善のため設立された救済施設と契約（政令第167条の2第1項第3号の規定に該当するものを除く）をするとき（運用方針第3節（随意契約）関係1（9）） (1) 委託料算定根拠の妥当性について 標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、本来、毎年度、その見直しが必要である。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておかないと、算定根拠が曖昧なまま継続して適用され続けるおそれがある。標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>委託契約については、個々の契約ごとに内容等が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに業務内容を勘案し、より実態に即した積算を行うことが適当と考えます。 また、算定根拠の記録の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知したところです。</p>
<p>(2) 契約内容変更の妥当性について 委託業務の内容変更を伴わない委託料の変更が、委託業務の内容変更を根拠に行われていた。年度内に当該年度のより精度の高い支出見込額を積算し、契約金額を変更し、当該支出見込額に見合った委託料の支出を行うのであれば、委託契約書上、その旨を明記するべきものと考えられる。</p>	<p>内容の変更を伴わない委託料の変更については、適正な根拠に基づいて契約変更を行うよう各部等からの照会時や書類審査時に指導したところです。</p>
<p>(3) 再委託の妥当性について 再委託を承認できる要件を満たすか否かの検討が十分になされていなかった。再委託をする場合、発注者として受託者を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮したうえで再委託を承認することが望まれる。</p>	<p>平成19年3月30日付けで業務委託事務処理要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達）の一部を改正し、再委託を認めない場合の基準及び再委託を承諾する場合の要件等を明確に規定したところであり、各部等からの照会時や書類審査時に適切に執行するよう指導したところです。</p>
<p>(二) 法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会の存立を援助するため、これらの設立目的に基づく事業について契約（政令第167条の2第1項第3号の規定に該当するものを除く）をするとき（運用方針第3節（随意契約）関係1（11）） (1) 随意契約によることの妥当性について (a) 当該団体を契約の相手方とした方が営利会社</p>	<p>随意契約による該当規定の適用判断に当たって</p>

<p>を契約の相手方とするよりも金銭的に有利であること及び当該団体の存立を援助する必要性があること、という選定基準が明示されていないことから、当該選定基準を満たすので当該団体を委託先として選定したという契約担当者の判断のプロセスが明らかでなかった。委託先の選定基準を明示することによって、当該選定基準を満たすので当該団体を委託先として選定したという契約担当者の判断のプロセスを明らかにすることが望まれる。</p> <p>(b) 契約にあたっては、当該団体を契約の相手方とした方が営利会社を契約の相手方とするよりも金銭的に有利であることの検証がなされていなかった。契約にあたっては、当該団体を契約の相手方とした方が営利会社を契約の相手方とするよりも金銭的に有利であることを検証することが望まれる。</p> <p>(c) 当該団体の存立を援助する必要があるか否かの判断が政策目的により行われているが、それだけでは、特定の団体に契約が集中してしまい、他の団体との間で公平性を欠くおそれがある。当該団体の存立を援助する必要があるか否かの判断については、政策目的以外に、定量的な判断基準（例えば、当該団体における契約全体に占める北海道の契約の割合や当該団体の財政状況等）を設けることで、他の団体との間に公平性を欠かないように配慮することが望まれる。</p> <p>(d) 特定随意契約（施行令第167条の2第1項第3号又は第4号）に該当する契約が運用方針第3節（随意契約）関係1（11）を根拠に行われていた。この結果、当該契約について特定随意契約としての公表が行われていなかった。</p>	<p>は、個々具体の契約ごとに、各部等からの照会時や書類審査時に適切に判断するよう指導したところで</p>
<p>(2) 委託料算定根拠の妥当性について</p> <p>(a) 経費率については一定の幅があるが、当該経費率を適用した契約担当者の判断根拠は不明である。当該経費率を適用した契約担当者の判断根拠を明確にしておくことが望まれる。</p> <p>(b) 委託先から徴取した見積書は見積金額のみの記載で具体的内容が不明のため、積算額の妥当性を事後的に検証することができない。積算額の妥当性を事後的に検証するため、単価及び数量の明細がわかるように記載した見積書の内訳書の提出を求めることが望まれる。</p>	<p>委託契約については、個々の契約ごとに内容が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに業務内容を勘案し、より実体に即した積算を行うことが適当と考えます。</p> <p>また、見積書内訳や事業完了後の精算内訳書の徴取の必要性についても、個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知したところです。</p>
<p>(3) 契約情報公表の実施状況の妥当性について</p> <p>契約根拠として施行令第167条の2第1項第3号（特定随意契約）を適用すべきところ、運用方針第3節（随意契約）関係1（11）を適用しているため、契約の名称、契約の相手方、契約金額、契約決定年月日のみが公表されているに過ぎず、地方公共団体の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するために契約情報を公表するという特定随意契約の公表制度の趣旨に鑑みると、重大な瑕疵がある</p> <p>特定随意契約に該当する契約については、特</p>	<p>契約根拠については、平成18年度から地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号を適用しています。</p>

<p>定随意契約の公表手続を実施しなければならない。</p>	
<p>(三) 庁舎の清掃、寮の賄等を個人（事業者を除く）に委託するとき（運用方針第3節（随意契約）関係1（17））</p> <p>(1) 随意契約によることの妥当性について 選定基準を満たす者が当該個人のみであるという結論に至った契約担当者の判断のプロセスが明示されていないことから、契約担当者の主観的判断に基づき随意契約の相手方が選定されたのではないかという疑問が生じる。第三者に対して客観的な説明がつくように、契約担当者の判断の結果のみでなく、当該判断に至ったプロセスを明示することが望まれる。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」（平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達）を通達し、随意契約の相手方を選定した理由を具体的、かつ、詳細に決定書等に記載することなど、随意契約の厳格な運用について周知したところ です。</p> <p>また、随意契約による該当規定の適用判断に当たっては、個々具体の契約ごとに、各部等からの照会時や書類審査時に適切に判断するよう指導したところ です。</p>
<p>(2) 委託料算定根拠の妥当性について 職種別時間については算出根拠が不明である。標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>委託契約については、個々の契約ごとに内容等が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに業務内容を勘案し、より実態に即した積算を行うことが適当と考えます。</p> <p>また、積算根拠の記録の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知したところ です。</p>
<p>(3) 委託業務の事後管理の妥当性について 委託業務終了後は、受託者から実績報告書を徴収し、検査をする必要があるが、委託業務終了後の管理が行われていなかった。業務日報を作成させ定期的に検査することが望まれる。</p>	<p>業務日報を作成し、定期的に検査することとしました。</p>
<p>(四) 委任又は準委任に属する契約のうち、試験研究、訴訟事務等競争により難しいものを委託するとき（運用方針第3節（随意契約）関係1（18））</p> <p>(1) 随意契約によることの妥当性について (a) 運用方針第3節（随意契約）関係1（18）が予定している契約類型は、「限られた高度の専門的な技術、能力を持つ者の中から信頼性等を考慮し、当該業務にふさわしい相手方を選定する必要があり、競争入札では相手方を選定し難い場合」を意味するものと考え。そして、具体的には、試験研究、訴訟事務以外に調停、登記、鑑定、評価、設計、医療、診断、仲介斡旋等の特定の業務に限定されるものと考え。当該業務の内容から、当該業務が「限られた高度の専門的な技術、能力を持つ者の中から信頼性等を考慮し、当該業務にふさわしい相手方を選定する必要があり、競争入札では相手方を選定し難い場合」に該当すると判断することはできない。 当該契約を随意契約とすることを直ちに否定するものではないが、運用方針第3節（随意契約）関係1（18）が対象とする業務は特定の業務</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」（平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達）を通達し、随意契約の相手方を選定した理由を具体的、かつ、詳細に決定書等に記載することなど、随意契約の厳格な運用について周知したところ です。</p> <p>また、随意契約による該当規定の適用判断に当たっては、個々具体の契約ごとに、各部等からの照会時や書類審査時に適切に判断するよう指導したところ です。</p>

<p>に限定されるべきで、当該契約については、他の規定による運用を検討すべきものとする。</p> <p>運用方針第3節（随意契約）関係1（18）は、特定の業務に限定して運用することが望まれる。</p> <p>(b) 委託業者として選定する基準の1つに、全道域をカバーして事業を実施できる体制を有する法人等であるという基準があるが、契約直後に、全道圏域をカバーすることが難しい状況にあることを理由に、発達障害者地域センターを設置して、当該発達障害者地域センターと委託契約を締結している。理由は、当初は全道圏域をカバーして事業を実施できる体制を有するものと判断したが、業務量が急速に拡大したため、結果的に全道圏域をカバーして事業を実施することができなくなったからである。</p> <p>契約にあたって、契約担当者は、委託先の選定基準の全てを満たすという判断を慎重に行うべきであったものとする。</p>	
<p>(2) 委託料算定根拠の妥当性について</p> <p>標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、本来、毎年度、その見直しが必要である。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておかないと、算定根拠が曖昧なまま継続して適用され続けるおそれがある。標準単価、標準作業量、標準処理時間等積算の根拠となる数値に関しては、毎年度、その見直しをすることが望まれる。また、それらの数値を継続して適用する場合は、その算定根拠を記録として残しておくことが望まれる。</p>	<p>委託契約については、個々の契約ごとに内容等が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに業務内容を勘案し、より実態に即した積算を行うことが適当と考えます。</p> <p>また、算定根拠の記録の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知したところです。</p>
<p>(3) 契約内容変更の妥当性について</p> <p>(a) 委託業務の内容変更を伴わない委託料の変更が、委託業務の内容変更を根拠に行われていた。年度内に当該年度のより精度の高い支出見込額を積算し、当該支出見込額に見合った委託料の支出を行うのであれば、委託契約書上、その旨を明記するべきものとする。</p> <p>(b) 予定数量の増減などに伴い、契約金額のみを変更する場合にあっては、業務項目の追加や業務処理方法の変更などの「委託業務の内容変更」とは別な条項を設けて処理すべきとする。</p>	<p>委託料の変更については、適正な根拠に基づいて契約変更を行うよう各部等からの照会時や書類審査時に指導したところです。</p>
<p>(4) 再委託の妥当性について</p> <p>(a) 再委託を承認できる要件を満たすか否かの検討が十分になされていなかった。再委託をする場合、発注者として受託者を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮したうえで再委託を承認することが望まれる。</p> <p>(b) （再委託先である）他の福祉人材バンクに比較して苫小牧市福祉人材バンクの利用状況が低いにも関わらず、再委託料は各市社会福祉協議会一律に6,273,750円である。福祉人材バンクの利用状況も勘案したうえで、再委託料を積算</p>	<p>平成19年3月30日付けで業務委託事務処理要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達）の一部を改正し、再委託を認めない場合の基準及び再委託を承諾する場合の要件等を明確に規定したところであり、各部等からの照会時や書類審査時に適切に執行するよう指導したところです。</p>

することが望まれる。

(五) その他特に知事が必要と認める契約をするとき（運用方針第3節（随意契約）関係1（19））

- (1) 委託料算定根拠の妥当性について
委託先から徴取した見積書は見積金額のみの記載で具体的内容が不明であるため、積算額の妥当性を事後的に検証することができない。積算額の妥当性を事後的に検証するため、単価及び数量の明細がわかるように記載した見積書の内訳書の提出を求めることが望まれる。

委託契約については、個々の契約ごとに内容等が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに業務内容を勘案し、より実態に即した積算を行うことが適当と考えます。

また、見積書内訳や事業完了後の精算内訳書の徴取の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知したところです。

(六) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（運用方針第3節（随意契約）関係4）

- (1) 随意契約によることの妥当性について
当該契約における、在版利用の場合の林相図の設計金額（＝時価と比較対象となる価格）と新規作成の場合の林相図の設計金額（＝時価）は、市場調査によらないで契約担当者が自ら積算したものであり、客観性のある時価とはいえない。

このため、在版利用の場合の林相図の設計金額（＝時価と比較対象となる価格）と新規作成の場合の林相図の設計金額（時価）とを比較して、時価と比して著しく有利であるという判断は客観性が乏しく適切ではない。

したがって、在版利用の場合の林相図の設計金額（＝時価と比較対象となる価格）と新規作成の場合の林相図の設計金額（＝時価）とに客観性がないにもかかわらず、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」（運用方針第3節（随意契約）関係4）を契約根拠とする随意契約を締結することは適切ではない。

「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」（運用方針第3節（随意契約）関係4）を契約根拠とする場合、時価に比して著しく有利な価格であるか否かの判断については、客観性を付与するため、市場調査、第三者の鑑定評価及び業者からの見積徴収等に基づくことが望まれる。

随意契約による該当規定の適用判断に当たっては、個々具体の契約ごとに、各部等からの照会時や書類審査時に適切に判断するよう指導したところです。

- (2) 委託料算定根拠の妥当性について
委託先から入手した見積書は見積金額のみの記載で具体的内容は不明であるため、積算額の妥当性を事後的に検証することができない。積算額の妥当性を事後的に検証するため、単価及び数量の明細がわかるように記載した見積書の内訳書の提出を求めることが望まれる。

委託契約については、個々の契約ごとに内容等が大きく異なり、一律に積算基準を策定することは適当ではないことから、個々の契約ごとに業務内容を勘案し、より実態に即した積算を行うことが適当と考えます。

また、見積書内訳や事業完了後の精算内訳書の徴取の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨

<p>(七)「契約の目的物が代替性のないものであるとき」(運用方針第3節(随意契約)関係1の(2))を適用していたが、平成17年度から指名競争入札に移行したケース</p> <p>随意契約から競争入札への移行したケースにおいては、随意契約であった場合と比較して契約金額が下がっている。品質・安全を犠牲とすることなく競争性を確保する努力を継続することが望まれる。</p>	<p>を周知したところでは、</p> <p>契約に当たっては、品質と安全性を犠牲とすることなく競争性を確保するよう務めています。</p>
<p>4 最後に</p> <p>「その他の随意契約」についても、随意契約は例外であるにも関わらず安易に運用されているという印象を得た。随意契約は例外であるという意識を強く持つとともに、運用方針第3節(随意契約)関係の各規定の制度趣旨を逸脱しないように、その厳格な運用が望まれる。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達し、契約に当たっては一般競争入札が原則であること、随意契約による場合は関係規定に合致するものであるかどうかを十分に検討し、適正な判断をすることなど、随意契約の厳格な運用について周知したところでは、</p> <p>また、「平成19年度財務会計事務の執行方針」(平成19年4月20日付け局総第209号出納局長通知)においても、本来、入札となる金額の契約について、一者と随意契約するときは、入札参加者指名選考委員会において、法令等の規定に合致するものであるかを十分に審議することなどについて周知したところでは、</p>
<p>第5章 北海道における随意契約の公表制度について</p> <p>四 北海道における公表制度の問題点と改善提案</p> <p>(一)まず、第一に、監査人としては、ホームページ掲載を利用した公表を行うべきと考える。</p> <p>近年のインターネットの普及が著しいことを考えると、既に国の各省庁で行っているように、ホームページ等の利用による公表が、最少の費用で最大の効果が上がるものであり、これに向けて取り組む時期にきている。</p> <p>出納局が、二3(四)記載の通知により公表制度設けた時期は平成10年であるが、近年のインターネット、パソコンの普及率はめざましいものがあり、今後さらに広がりを見ることが予想されるのであるから、多数の住民に情報を提供し透明性を高める方策としては、ホームページ上の公表は正に時代に即したものである。</p> <p>北海道においても、かかる情勢も踏まえ、前述のようにホームページによる公表に早急に取り組むべきである。</p> <p>(二)第二に公表内容を充実させる必要があると考える。特に、随意契約によった(入札によらなかった)理由も一般道民が理解できるように、相当程度、詳細かつ具体的に記載する必要がある。この点の公表がなされてははじめ</p>	<p>平成19年3月30日付けで「入札結果等の公表の取扱いについて」(平成10年3月16日付け局総第788号出納局長通達)の一部を改正し、随意契約に係る情報の公表に当たっては、公表事項の範囲を拡大するとともに、随意契約によった理由を具体的に記載することとし、また、契約事務に係る情報の公表は、平成19年度予算に係る契約から、ホームページによることとしたところでは、</p> <p>さらに、「平成19年度財務会計事務の執行方針」(平成19年4月20日付け局総第209号出納局長通知)においても、契約事務の透明性を確保するため、ホームページにおいて契約事務に係る情報を公表することにより、積極的な情報提供に努めるように周知したところでは、</p>

<p>て、随意契約によったことの妥当性について、道民に批判の機会を与えることとなり、これなくしては、随意契約を公表する実質の意味が全うされない。</p>	
<p>包括外部監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>1 随意契約の厳格な運用について</p> <p>地方公共団体の契約は、入札が原則であることを再確認するとともに、随意契約、特に特命随契約の選択は、より厳格な判断の下になされるような仕組み作りに取り組む必要がある。</p> <p>今日ほど行政の契約手続の透明性が求められている時代はなく、国の各府省においても平成18年6月に随意契約の見直し計画を策定し、随意契約が真に止むを得ないものを除き、一般競争入札等へ移行することとしている。</p> <p>北海道においても、これまで以上に道民の目線に立って真にやむを得ないものに限り随意契約の選択が許されるという視点をもつべきである。</p> <p>第2章ないし第4章の各小括においてに報告したように、上記視点に立った場合、随意契約選択するに至った検討が必ずしも十分であることの確認できない例が多々ある。</p> <p>以下の具体的方策を検討する等随意契約選択の運用をより厳格にし、これを随意契約、特に特命随契約によった契約については可能な限り入札手続を取るように取り組む努力をする必要がある。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達し、随意契約の厳格な運用について示したところです。</p> <p>また、「平成19年度財務会計事務の執行方針」(平成19年4月20日付け局総第209号出納局長通知)においても、本来入札となる額の契約について一者との随意契約となるときは、入札参加者指名選考委員会において、法令等の規定に合致するものであるかを十分に審議することなどについて周知したところ です。</p>
<p>2 随意契約の判断過程の記録化及びその程度について</p> <p>入札不可能ないしは困難な事由があるのであれば、記録は随意契約を選択するまでの判断が適切であることを明確に検証できるように、当該事由を具体的に明記するとともに、その判断の基礎となる事実及び事実調査の過程、判断の過程等を関連資料と共に記録化することを確認する必要がある。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達し、随意契約の相手方を選定した理由を具体的、かつ、詳細に決定書等に記載することなど、随意契約の厳格な運用について示したところ です。</p>
<p>3 前年度と同じ相手方と随意契約する場合の留意点</p> <p>前年度と同じ相手方と随意契約を行う際には、連続して入札手続を選択しないのであるから、道民に対し、より詳細な説明責任を負うとの認識を持つことが重要である。</p> <p>前年度の判断を単に踏襲することなく、新たに当該年度の視点に立って、相手方を選定するに至るまでの調査・検討を十分に行い、当該年度の選択過程を記録に留め、安易な判断で随意契約が継続化しないような運用を確立する必要がある。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)を通達したほか、従前から、契約に当たっては安易に前例を踏襲することなく、その都度、契約方法について検討するよう指導しているところであり、今後とも、日々の指導を通じて、適切に処理するよう周知して参ります。</p>
<p>4 総合評価入札制度への移行について</p> <p>これまでプロポーザル方式により随意契約を選択したようなケースについては、入札原則との視点に立ち返り、総合評価入札方式による入札手続によることはできないのかを丹念に検討し、可能な限り総合評価入札を選択するようにすべきであ</p>	<p>「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」(平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通達)を通達し、契約に当たっては、一般競争入札を原則として、総合評価一般競争入札の実施についても検討を行い、契約の性質又は目的が競争入札に適しな</p>

<p>る。</p> <p>また、総合評価入札を行えない場合はその理由を記録化し、今後の検討課題を明らかにしておく必要がある。</p>	<p>い場合に限りプロポーザル方式によることができるとしたところです。</p>
<p>5 プロポーザル方式について</p> <p>総合評価入札手続が困難な事情があり、プロポーザル方式によらざるを得ない場合であっても、公募型を原則とするなど可能な限り手続の公正さ、透明性等に配慮して行うべきである。</p> <p>また、事業内容によっては、プロポーザル方式であっても、現在の道のおかれた財政状況を念頭に置き、価格競争要素を取り入れる余地のものがあれば積極的に取り入れ、最大の成果を求めつつ少しでもコスト削減の余地がないかを検討した上で、手続を進める必要がある。</p> <p>その他、第2章小括で報告したとおり、審査手続、審査基準、外部委員の参加方法等を検討し、より合理的かつ公正性、透明性の高い方法を追求する努力をするべきである。</p>	<p>「プロポーザル方式による契約の取扱いについて」(平成20年3月25日付け局総第2448号出納局長通達)を通達し、プロポーザル方式による場合の手続及び提案の審議における留意点等について示したところです。</p>
<p>6 情報システムの調達について</p> <p>情報システムの調達については、第3章総論に報告したように、システムの設計開発業者がそのまま保守・管理に移行するケースが多く、その結果、長年にわたって同一業者と特命随契を続けざるを得なくなる傾向にある。</p> <p>したがって、システム開発、設計時にあたっては互換性を十分に検討して行う必要がある。</p> <p>また、導入する情報処理システムと、導入により合理化される事務との関連及び経済効率等を丹念にチェックし、ライフサイクルコストを考慮の上、きめ細かく将来コスト等を検討するなどして十分なコスト計算をしておく必要がある。</p>	<p>全庁の情報システムの調達・運用を効率的、効果的なものとするため、平成21年度から情報システムの更新時期等に合わせ、「情報システム診断」を試行し、平成22年度から本格的に取り組むこととしました。</p> <p>この取組みの中で、5年間のライフサイクルコストも把握し、複数年契約による減額の可能性を含めて、検討を行っていきます。</p>
<p>7 特例政令の研修等について</p> <p>特例政令に関しては、第2章、第3章のとおり、各部の理解が十分とは言えず、随意契約選択の判断過程に疑問のあるケースが多数あった。</p> <p>適切な運用を図るため、研修を行いあるいはマニュアルを策定する等して北海道全体の特例政令に関する理解を深める必要がある。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」(平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達)において、特例政令の適用となる場合の留意点を示したところです。</p> <p>また、特例政令に係る知識向上のため、財務に関する各種研修会の中で取り上げて実施するとともに、具体的手続に関するハンドブックを作成し、周知したところです。</p>
<p>8 随意契約の公表方法の見直し</p> <p>随意契約の公表は、今日ではインターネットを利用した方法が簡易かつ透明性確保に適しており、北海道においてもホームページによる公表に向け取り組むべきである。</p> <p>公表に際しては、契約内容のみでなく、その随意契約ないしは相手方選択の具体的理由も合わせて公表し、入札手続を選択しなかった事情を明らかにしておく必要がある。</p> <p>対象契約の金額、除外する範囲等については、国の例等も参考にし、例外の範囲は必要最小限の</p>	<p>平成19年3月31日付けで「入札結果等の公表の取扱いについて」(平成10年3月16日付け局総第788号出納局長通達)の一部を改正し、随意契約に係る情報の公表に当たっては、公表事項の範囲を拡大するとともに、随意契約によった理由を具体的に記載することとし、また、契約事務に係る情報の公表は、平成19年度予算にかかる契約からホームページによることとしたところです。</p> <p>さらに、「平成19年度財務会計事務の執行方針」(平成19年4月20日付け局総第209号出納局長通知)に</p>

<p>範囲内にすべきである。</p> <p>また、年度ごとに北海道の全体的な契約金額、契約件数、入札との対比など統計的数値を公表するなどし、道民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>においても、契約事務の透明性を確保するため、ホームページにおいて契約事務に係る情報を公表することにより、積極的な情報提供に努めるよう周知したところです。</p>
<p>9 運用方針の見直し検討について</p> <p>本報告書第1章、第2章のとおり、北海道の特命随契の多くは、「当該業務を行うのに求められる特別な技術を有する者が一者であること」や「当該業務を行う能力を有する業者が地域内に他に存在していないこと」などを理由として入札が行われなかったものである。</p> <p>しかし、これらの典型例に対応する類型は運用方針の中にはなく、それらを運用方針2号に当てはめており、施行令を具体化し、曖昧な運用がなされないようにしたそもそもの趣旨を没却させるおそれがある（第2章1参照）。</p> <p>第4章1で報告したとおり、運用方針18号についても、具体的にどのような契約類型が該当するのか、文言上明確になっているとはいえない。</p> <p>上記の点及び、運用方針は制定より既に30年以上経過していることもあり、整理、見直しを検討する必要があると思われる。</p>	<p>「契約手続に係る事務の適正執行について」（平成19年2月23日付け局総第2125号出納局長通達）を通達し、随意契約あり方を示すとともに、北海道財務規則の運用方針第3節関係の規定に基づく随意契約の場合、特に「契約の目的物が代替性のないものであるとき」（1 - (2)）、「委任又は準委任に属する契約のうち、試験研究、訴訟等競争によりがたいものを委託するとき」（1 - (18)）その他2項目のについて規定の考え方を示すなど、改めてその趣旨を周知したところです。</p>
<p>10 積算の合理性確保について</p> <p>随意契約の場合、競争原理が働かず、契約金額について、ややもすると相手方の求める金額に流されやすい傾向があり、これに一定の歯止めをかけるためには、適正な積算が要求される。</p> <p>他方、委託契約の場合、業務内容が画一的、定型的でない場合が多く、市場価格の把握に困難を伴う面もある。</p> <p>上記を踏まえ、以下の方策等を検討の上、積算の合理性、経済性を追求するよう方法を検討する必要がある。</p> <p>相手方からは常に詳細な内訳のある、見積書や収支報告書を求め、同種、同等の事例の集積を図るなどして、積算資料をより充実させる。</p> <p>また、情報関連契約のように、専門性を要するものについては、ある一定程度の金額を超えるものについて第三者の専門家のアドバイスを受けた上で積算を行う。</p> <p>毎年度、積算の合理性を高める努力をするとともに、必ず積算の算定根拠、資料は記録化する。</p>	<p>積算に当たっては、事業ごとに、より実態に即した積算資料に基づき行うことが必要であることから、一義的には当該事業を所管する部門において検討することとなるが、合理的、かつ、より経済的な積算をするよう、日々の指導等を通じて、その趣旨を周知しています。</p> <p>また、算定根拠の記録の必要性についても個々の契約ごとに判断すべきと考えることから、日々の指導等を通じてその趣旨を周知しています。</p>